

過疎地域持続的発展方針

〔令和8年度～令和12年度〕

令和7年11月

大分県

過疎地域持続的発展方針 目次

I 基本的な事項

1	過疎地域の現状と問題点	1
(1)	総人口について	4
(2)	人口構成について	5
(3)	就業人口について	6
(4)	財政状況について	7
(5)	過疎対策事業の実績について	8
2	過疎地域の持続的発展の基本的方向	10
3	広域的経済社会生活圏の整備計画等との関連	10
4	市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方	10

II 安全で安心して暮らせる地域づくり「安心」

1	子育て満足度日本一を目指す取組	11
(1)	地域ニーズに応じた子育て支援サービスの提供	11
(2)	困難な状況にあるこども・家庭への支援	13
2	高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築	15
(1)	健康寿命の延伸と高齢者福祉の向上	15
(2)	障がい者の自立と社会参加の促進	16
3	県民の安全・安心の確保	18
(1)	地域医療の確保	18
(2)	無医地区対策	19
(3)	特定診療科に係る医師の確保	20
(4)	「人的被害ゼロ」に向けた地域防災力の強化	21
(5)	大規模災害等に備えた防災対策の高度化と感染症等の拡大防止対策の強化	22
(6)	強靭な県土づくりの推進	23
4	多様性を認め、互いに支え合う社会の構築	25
(1)	誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現	25
(2)	N P Oとの協働の推進と支援	26
5	持続可能な環境づくりの推進	27
(1)	循環型共生社会の構築	27
(2)	豊かな自然の保全と活用	28
(3)	水道等の整備	29
(4)	生活排水処理の取組推進	30

III 県民が元気に活躍できる地域づくり「元気」

1	自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業	33
(1)	農業の振興	33
(2)	林業の振興	34
(3)	水産業の振興	35
2	力強く元気な経済を創出する産業の振興	37
(1)	中小企業の経営基盤の強化とイノベーションの促進	37
(2)	ものづくり産業の「稼ぐ力」の向上	38
(3)	地域を支える商業の活性化とサービス産業の革新	39
3	地域の特色を活かしたツーリズムの推進と観光産業の振興	41
4	多様な人材が活躍できる環境づくりと産業を支える人づくり	43
5	芸術文化による創造県おおいたの発展	45
(1)	芸術文化を享受できる機会の充実	45
(2)	芸術文化の創造性を活かした地域づくり	45
6	「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進	47
(1)	ライフステージに応じた県民スポーツの推進	47
(2)	スポーツによる地域の元気づくりの加速	47

IV 新たな魅力を生み出し、未来を創造する地域づくり「未来創造」

1	地域の持続的発展に向けたハード・ソフトにわたる基盤整備	49
(1)	交通ネットワークの充実	49
(2)	日常的な交通手段の確保	50
(3)	社会インフラの老朽化対策	51
(4)	戦略的・効果的な企業立地と産業集積の推進	51
2	地域の未来を担う人材の確保と魅力ある地域社会の形成	54
(1)	「地域が輝く」移住・定住の促進	54
(2)	持続可能なコミュニティづくりによる地域の未来への継承	55
3	大分県版カーボンニュートラルの推進	57
(1)	温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の強化	57
(2)	経済と環境の好循環を生み出すG Xの推進	58
4	デジタル社会の実現と先端技術への挑戦	60
(1)	生産性・付加価値を高め県経済を発展させるD Xの推進	60
(2)	県民目線に立ったデジタル社会の実現	60
(3)	先端技術を活用した新産業の育成と地域課題の解決	61
5	変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造	63
(1)	学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進	63

(2) 社会の変化に対応する教育の展開	64
(3) 安全・安心で質の高い教育環境の確保	65
(4) 信頼と対話に基づく学校運営の実現	66
(5) 共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	67

I 基本的な事項

昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、若者を中心に農山漁村などの地方の人口が都市部へ流出した結果、地方では過度の人口減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障を来すなど、いわゆる「過疎問題」が生じた。

こうした問題に対処するため、昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、5次にわたる特別法のもと過疎対策事業を実施してきた。

これまでの半世紀にわたる過疎対策事業の効果や課題等を踏まえ、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）が、10年の時限立法として施行された。

本方針は、法に基づき、県及び過疎市町村が行う持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための大綱であって、県計画及び市町村計画の策定の際の指針として策定するものであり、その期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

1 過疎地域の現状と問題点

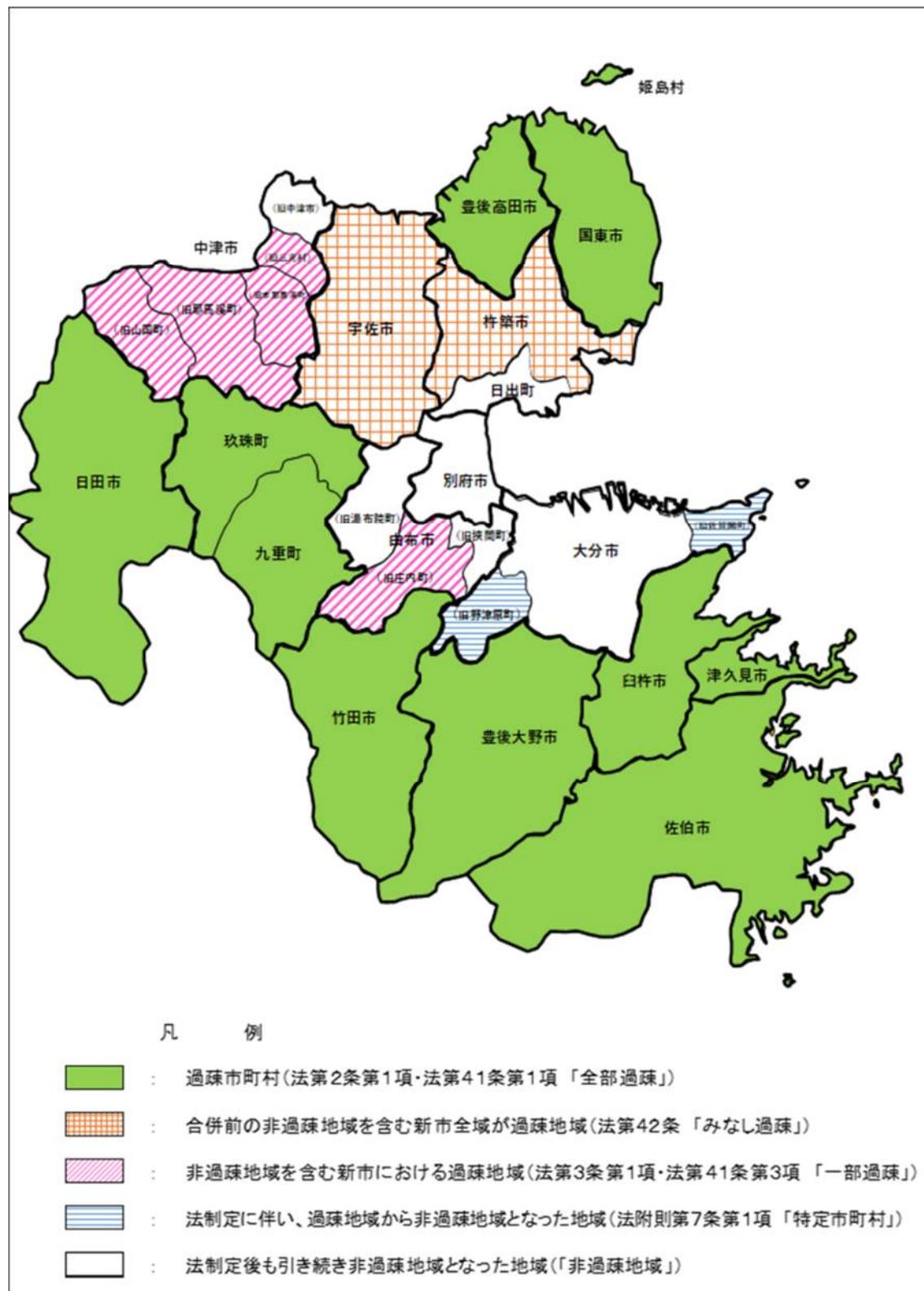
（概況）

本県においては、18市町村のうち11市町村が過疎市町村（法第2条第1項・法第41条第1項のいわゆる「全部過疎」）、2市が合併により全域を過疎地域としてみなす団体（法第42条のいわゆる「みなし過疎」）、2市が合併前の過疎地域であった市町村の区域を過疎地域とみなす団体（法第3条第1項・法第41条第3項のいわゆる「一部過疎」）として公示されており、過疎関係市町村は15市町村と全体の83.3%を占めている。

令和2年の国勢調査人口による本県人口112万3,852人のうち、過疎地域の人口は40万9,076人で36.4%を占めている。また、過疎地域の面積は5,404.27km²で、県土面積6,340.76km²の85.2%を占めている。

なお、大分市の旧野津原町及び旧佐賀関町の地域については、法の制定に伴い、一部過疎から非過疎地域となったものの、特定市町村（法附則第7条第1項）として、令和3年度から令和8年度までの間に限り、過疎地域の持続的発展のための地方債の発行や国の負担又は補助の割合の特例等が適用される（法附則第5条）。

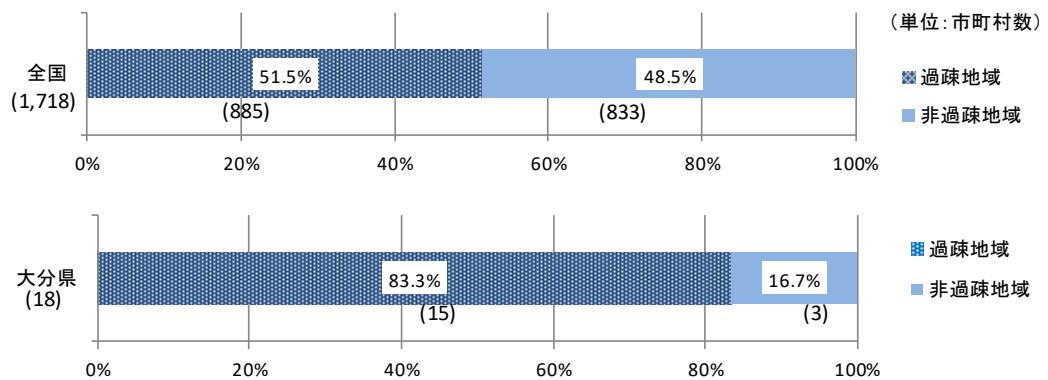
図表1 過疎市町村位置図（令和3年4月1日現在）



図表2 過疎地域が占める割合（全国、大分県）

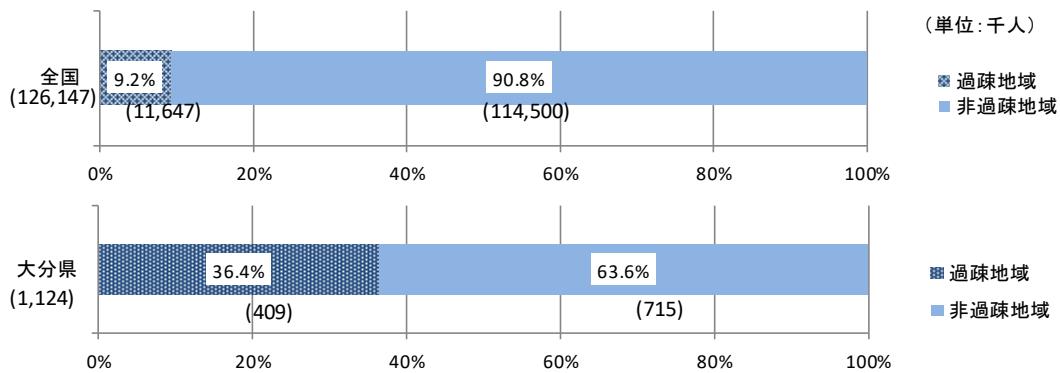
①過疎地域市町村数割合

令和4年4月1日現在 ※法第3条第1項に該当する市町村は過疎とする。



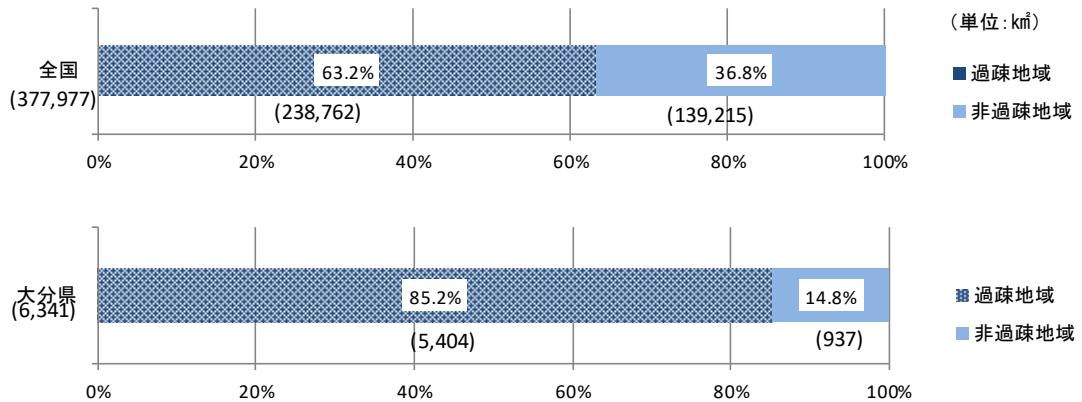
②過疎地域人口

令和4年4月1日現在（令和2年国勢調査人口）※法第3条第1項に該当する区域は過疎に含む。



③過疎地域面積

令和4年4月1日現在（令和2年国勢調査面積）※法第3条第1項に該当する区域は過疎に含む。



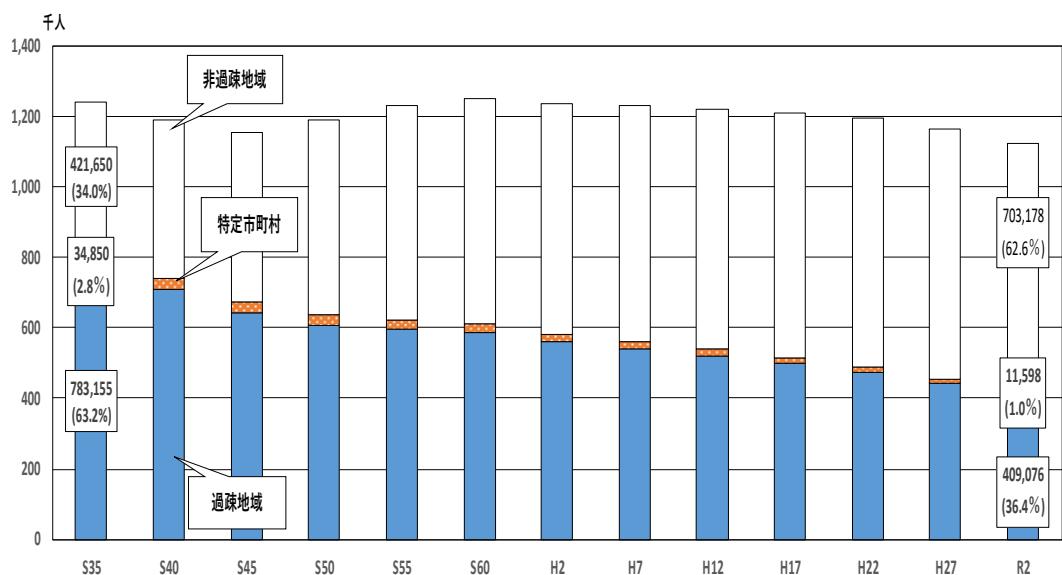
(1) 総人口について

全国の人口は平成27年の国勢調査において大正9年の調査開始以来、はじめて減少するなど、減少局面に入った。

本県では、昭和30年の127万7千人をピークに減少に転じ、昭和45年には115万6千人まで減少した。その後、増加に転じ昭和60年には125万人まで回復したものの、それ以降人口は減少局面に入り、令和2年には112万4千人まで減少している。

また、本県の過疎地域の人口は、過疎問題が顕在化しはじめた昭和35年では県全体の63.2%を占めていたが、令和2年には36.4%にまで減少し、人口増減比率の推移においても減少の一途をたどり、平成2年の国勢調査以降減少に転じた本県総人口に比しても低位である。全国的に人口減少が進む中、本県過疎地域の人口はなおも減少し続けることが予想される。

図表3 人口の推移



区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域 (構成割合)	783,155 (63.2)	709,016 (59.7)	642,920 (55.6)	607,945 (51.1)	597,844 (48.6)	587,946 (47.0)	561,820 (45.4)	540,035 (43.9)	521,037 (42.7)	499,178 (41.3)	473,713 (39.6)	441,494 (37.9)	409,076 (36.4)
特定市町村	34,850	32,027	29,367	27,465	25,157	23,526	21,426	19,602	17,954	16,731	15,116	13,510	11,598
非過疎地域	421,650	446,437	483,279	554,904	605,912	638,742	653,696	671,669	682,149	693,662	707,700	711,334	703,178
県全体	1,239,655	1,187,480	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,123,852

出典:国勢調査

(注):過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎区域のみ)

特定市町村についてはP2を参照

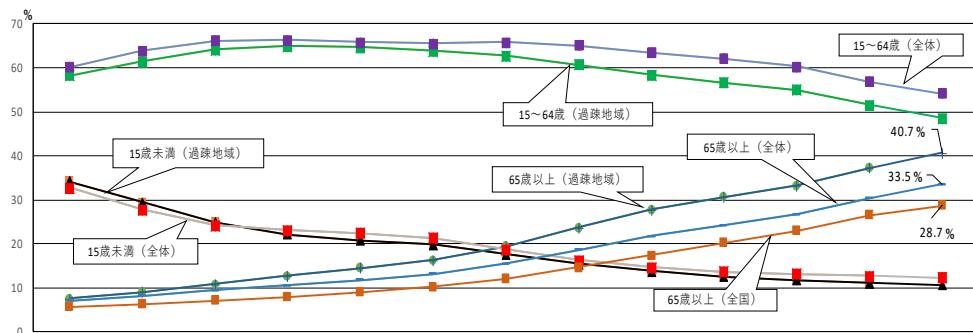
(2) 人口構成について

本県の人口構成を見ると、全体では平成2年の国勢調査を境に若年者人口（15歳未満）の割合が、高齢者人口（65歳以上）の割合より低くなり、その後、高齢化率が急激に上昇し、令和2年の国勢調査人口では高齢化率が約33%となっている。これは全国平均（28.7%）を上回り、5年以上早いペースで高齢化が進んでいる状況である。

これを過疎地域で見てみると、平成22年の水準で33%と、県全体の水準より10年以上早いペース、また全国と比べると約20年早いペースで高齢化が進んでいることがわかる。

今後もこの傾向は続くものと予想され、過疎地域では将来的にはおよそ2人に1人が高齢者となることが予想される。

図表4 人口構成の推移



区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域 (構成比)	15歳未満 (34.2)	267,480 (29.4)	208,713 (29.4)	159,894 (24.9)	135,071 (22.2)	124,795 (20.9)	116,605 (19.8)	99,556 (17.7)	83,921 (15.5)	71,983 (13.8)	62,670 (12.6)	55,354 (11.7)	49,040 (11.2) (10.7)
	15~64歳 (58.3)	456,303 (61.5)	435,870 (61.5)	413,019 (60.5)	395,085 (64.2)	386,558 (64.7)	375,797 (63.9)	352,838 (60.7)	327,904 (58.4)	304,167 (56.7)	282,017 (55.1)	260,091 (51.7) (48.6)	227,106 (48.6)
	65歳以上 (7.6)	59,372 (9.1)	64,433 (10.9)	70,007 (10.9)	77,765 (12.8)	86,488 (14.5)	95,523 (16.2)	109,339 (19.5)	128,201 (23.7)	144,563 (27.8)	152,789 (30.7)	156,825 (33.2)	163,547 (37.2) (40.7)
特定市町村 (構成比)	15歳未満 (35.4)	12,345 (30.4)	9,728 (25.4)	7,449 (22.5)	6,186 (21.1)	5,316 (19.1)	4,484 (15.6)	3,336 (12.1)	2,367 (10.3)	1,846 (9.0)	1,513 (8.4)	1,269 (8.4)	928 (6.9) (5.7)
	15~64歳 (57.9)	20,164 (61.6)	19,716 (61.6)	19,089 (65.0)	18,112 (65.9)	16,332 (64.9)	15,228 (64.7)	13,885 (64.8)	12,253 (62.5)	10,532 (58.7)	9,283 (55.5)	7,825 (51.8)	6,187 (45.9) (41.1)
	65歳以上 (6.7)	2,341 (8.1)	2,583 (8.1)	2,829 (11.5)	3,167 (11.5)	3,509 (13.9)	3,814 (16.2)	4,205 (19.6)	4,982 (19.6)	5,576 (25.4)	5,935 (31.1)	6,010 (35.5)	6,359 (39.8) (47.2)
非過疎地域 (構成比)	15歳未満 (29.7)	125,278 (24.9)	111,276 (23.2)	112,262 (24.0)	133,355 (24.1)	146,279 (22.8)	145,413 (19.7)	128,373 (17.1)	114,621 (15.5)	105,610 (14.5)	100,358 (14.1)	99,011 (13.7)	96,445 (13.7) (13.4)
	15~64歳 (64.0)	269,804 (68.1)	303,864 (69.1)	333,941 (67.9)	376,681 (66.9)	405,240 (67.1)	428,866 (68.4)	445,942 (68.6)	460,878 (67.5)	459,704 (66.1)	457,572 (64.0)	449,403 (60.4)	423,876 (57.7)
	65歳以上 (6.3)	26,568 (7.0)	31,297 (7.7)	37,076 (8.1)	44,737 (8.1)	54,243 (9.0)	64,409 (10.1)	77,897 (11.9)	95,893 (14.3)	115,762 (14.3)	134,081 (17.0)	153,915 (19.4)	181,839 (21.9) (25.9)
県全体 (構成比)	15歳未満 (32.7)	405,103 (27.8)	329,717 (24.2)	279,605 (23.1)	274,612 (22.5)	276,390 (21.3)	266,502 (18.7)	231,265 (16.3)	200,909 (14.7)	179,439 (13.6)	164,541 (13.1)	155,634 (12.7)	146,413 (12.3)
	15~64歳 (60.2)	746,271 (64.0)	759,450 (66.3)	766,049 (66.4)	789,878 (65.8)	808,130 (65.6)	819,891 (65.8)	812,665 (65.8)	801,035 (65.1)	774,403 (63.5)	748,872 (62.1)	717,319 (60.3)	657,169 (56.9) (54.2)
	65歳以上 (7.1)	88,281 (8.3)	98,313 (9.5)	109,912 (10.6)	125,669 (11.7)	144,240 (13.1)	163,746 (15.5)	191,441 (18.6)	229,076 (18.6)	265,901 (21.8)	292,805 (24.3)	316,750 (24.3)	351,745 (24.3) (33.5)
合計		1,239,655	1,187,480	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338 (23.0) (26.6)
(参考)全国高齢者人口比率		(5.7)	(6.3)	(7.1)	(7.9)	(9.1)	(10.3)	(12.1)	(14.6)	(17.4)	(20.2)	(23.0)	(28.7)

出典:国勢調査

(注):過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎区域のみ)

合計欄は不詳の存在により階層別計と一致しない

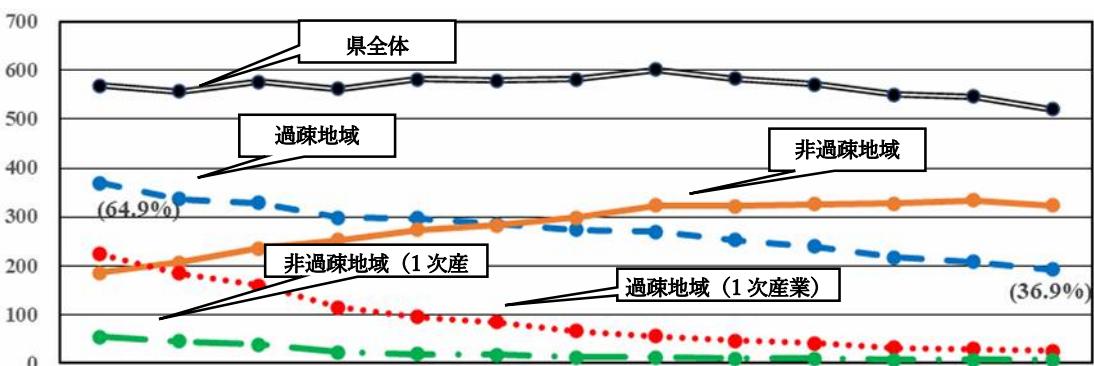
特定市町村についてはP2を参照

(3) 就業人口について

本県の就業人口を見ると、全体では約52万人～約60万人で推移しているが、過疎地域と非過疎地域とで比較すると、昭和35年には過疎地域の就業人口割合が64.9%と高かったのに対し、その後は徐々に低下し、昭和60年を境に非過疎地域の就業人口割合が過疎地域の就業人口割合を逆転し、令和2年の国勢調査では36.9%まで低下している。

さらに、本県の基幹産業である第1次産業で見ると、昭和35年には約22万3千人と過疎地域の約6割の者が従事していたが、令和2年には約2万5千人まで減少し、第1次産業の人離れが顕著になっている。

千人 図表5 就業人口の推移



区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	368,795 (64.9)	336,538 (60.5)	328,143 (57.0)	298,048 (53.0)	296,557 (51.0)	285,735 (49.3)	273,869 (47.0)	269,122 (44.7)	252,788 (43.3)	238,838 (41.8)	216,807 (39.4)	207,311 (38.0)	191,823 (36.9)
第一次	222,980	184,467	158,658	114,345	94,607	84,244	66,324	55,214	45,645	41,355	32,274	29,261	25,250
第二次	49,690	51,324	57,029	67,922	76,423	74,670	80,704	82,441	74,872	62,948	56,352	51,578	47,837
第三次	96,073	100,700	112,444	115,431	125,350	126,624	126,732	131,369	132,013	133,981	126,004	123,245	116,557
特定市町村	14,193 (2.5)	13,152 (2.4)	13,216 (2.3)	12,027 (2.1)	11,311 (1.9)	10,516 (1.8)	9,680 (1.7)	9,431 (1.6)	8,132 (1.4)	7,559 (1.3)	6,240 (1.1)	5,610 (1.0)	4,741 (0.9)
第一次	6,762	5,513	4,619	3,125	2,590	2,402	1,818	1,636	1,252	1,157	698	672	486
第二次	4,120	3,775	4,155	4,033	3,528	3,119	3,121	3,101	2,473	2,070	1,772	1,543	1,118
第三次	3,308	3,861	4,441	4,859	5,188	4,980	4,736	4,694	4,403	4,297	3,495	3,202	2,843
非過疎地域	185,634 (32.6)	206,875 (37.2)	234,622 (40.7)	252,552 (44.9)	273,404 (47.0)	282,892 (48.8)	298,843 (51.3)	323,299 (53.7)	322,374 (55.3)	325,248 (56.9)	327,404 (59.5)	333,246 (61.0)	323,758 (62.2)
第一次	54,037	44,304	37,702	23,080	18,313	16,595	12,550	11,397	9,020	9,001	6,841	6,542	6,181
第二次	36,871	44,435	53,721	64,722	68,677	68,668	76,095	81,995	78,716	71,565	71,319	68,794	68,781
第三次	94,685	118,088	143,190	164,103	186,220	197,164	209,193	228,785	230,664	239,696	233,695	236,914	241,434
県全体	568,622	556,565	575,981	562,627	581,272	579,143	582,392	601,852	583,294	571,645	550,451	546,167	520,322
第一次	283,779	234,284	200,979	140,550	115,510	103,241	80,692	68,247	55,917	51,513	39,813	36,475	31,917
第二次	90,681	99,534	114,905	136,677	148,628	146,457	159,920	167,537	156,061	136,583	129,443	121,915	117,736
第三次	194,066	222,649	260,075	284,393	316,758	328,768	340,661	364,848	367,080	377,974	363,194	363,361	360,834

出典:国勢調査

(注):過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎区域のみ)

「分類不能」により合計値が一致しない場合がある

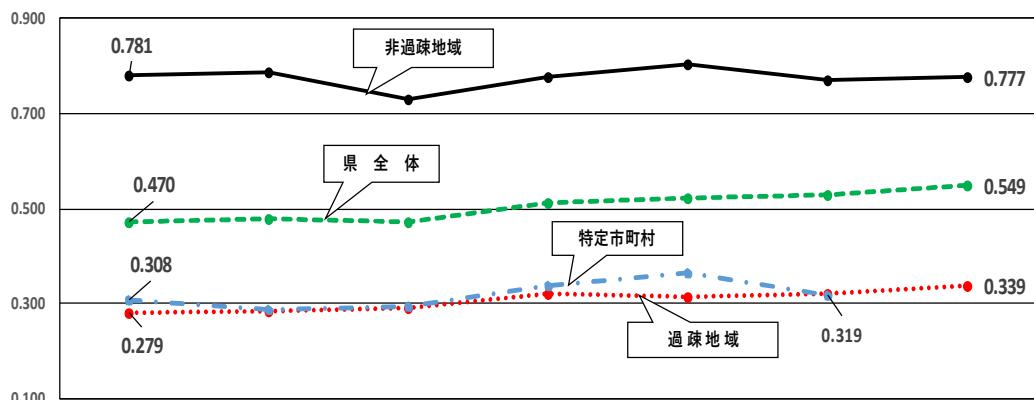
特定市町村についてはP2を参照

(4) 財政状況について

本県の市町村の財政力指数を平成2年度からの約30年間で見ると、平成12年度にわずかに悪化したものの、市町村合併の進展や行財政改革への取組などにより、全体としては改善傾向にある。

しかしながら、過疎地域と非過疎地域ごとに加重平均で比較すると、依然として2倍以上の大きな開きがあり、過疎市町村の財政基盤がきわめて脆弱であることがわかる。

図表6 財政力指数の推移



区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	0.279	0.284	0.289	0.321	0.314	0.322	0.339
増減	-	0.005	0.005	0.032	△ 0.007	0.008	0.017
県全体比	△ 0.191	△ 0.194	△ 0.181	△ 0.191	△ 0.209	△ 0.208	△ 0.210
特定市町村	0.308	0.286	0.295	0.337	0.363	0.319	-
増減	-	△ 0.022	0.009	0.042	0.026	△ 0.044	-
県全体比	△ 0.162	△ 0.192	△ 0.175	△ 0.175	△ 0.160	△ 0.211	-
非過疎地域	0.781	0.787	0.729	0.775	0.804	0.769	0.777
増減	-	0.006	△ 0.058	0.046	0.029	△ 0.035	0.008
県全体比	0.311	0.309	0.259	0.263	0.281	0.239	0.228
県平均	0.470	0.478	0.470	0.512	0.523	0.530	0.549
増減	-	0.008	△ 0.008	0.042	0.011	0.007	0.019

出典:市町村財政概要(市町村振興課)

(注):①過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎地域のみ)

②平成16年度以降に合併し、一部過疎となった団体については、合併算定替えに用いた

基準財政需要額及び基準財政収入額を基に財政力指数を算定

③指数は、3カ年平均・加重平均による

④特定市町村は、法施行に伴い過疎地域から非過疎地域となった旧野津原町及び旧佐賀関町の合併算定替えに用いた

基準財政需要額及び基準財政収入額を基に財政力指数を算定

⑤令和2年度の算出において、合併算定替えの終了した一部過疎団体については、最も人口規模の大きい旧市町村の過疎・非過疎地域の別により算出

(5) 過疎対策事業の実績について

これまでの5次にわたる法律の下、県及び過疎関係市町村が策定した計画に基づいた事業に取り組み、令和6年度までの55年間で総額約5兆4,879億円の事業費が投じられた。

全体の特徴としては、産業振興や交通通信体系、生活環境の整備がかなりのウエイトを占め、インフラ整備に重点が置かれているのが顕著であるが、近年は、高齢化の進展や医師不足を背景に福祉・保健や医療確保などの事業費が増加傾向にある。

図表7 過疎対策事業の推移

(単位:百万円、%)

区分	S45～S54 対策緊急措置法		S55～H元 振興特別措置法		H2～H11 活性化特別措置法		H12～H21 自立促進特別措置法		H22～R2 改正自立促進特別措置法		S45～R2 合計	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
市町村計画 (過疎債)	148,602 (26,775)	100.0	308,463 (58,938)	100.0	615,831 (106,705)	100.0	528,597 (102,527)	100.0	498,636 (133,980)	100.0	2,100,129 (428,925)	100.0
産業の振興	32,677	22.0	98,865	32.0	146,149	23.7	98,950	18.7	92,545	18.5	469,186	22.4
交通通信体系の整備	57,295	38.6	109,393	35.5	175,370	28.4	151,913	28.7	109,687	22.0	603,658	28.8
生活環境の整備	27,481	18.5	39,681	12.9	163,618	26.6	143,797	27.2	126,052	25.3	500,629	23.8
高齢者等保健及び福祉					27,471	4.5	28,574	5.4	51,681	10.4	107,726	5.1
医療の確保			3,223	1.0	7,104	1.2	9,753	1.9	19,930	4.0	40,010	1.9
教育の振興	28,235	19.0	50,842	16.5	72,145	11.7	69,586	13.2	73,666	14.8	294,474	14.0
地域文化の振興							13,184	2.5	12,133	2.4	25,317	1.2
集落の整備	53	0.0	210	0.1	2,261	0.4	2,607	0.5	3,528	0.7	8,659	0.4
その他地域の自立促進	2,861	1.9	6,249	2.0	21,713	3.5	10,233	1.9	9,414	1.9	50,470	2.4
県計画	135,232 62,586	100.0 46.3	301,465 116,064	100.0 38.5	800,122 270,506	100.0 33.8	759,198 293,065	100.0 38.6	820,105 447,325	100.0 54.5	2,816,122 1,189,546	100.0 42.2
交通通信体系の整備	67,567	50.0	174,664	58.0	435,023	54.4	353,038	46.5	241,997	29.5	1,272,289	45.2
生活環境の整備			111	0.0	27,831	3.5	40,086	5.3	8,511	1.0	76,539	2.7
高齢者等保健及び福祉					1,892	0.2	13,081	1.7	43,315	5.3	58,288	2.1
医療の確保	585	0.4	1,014	0.3	14,738	1.8	7,061	0.9	14,682	1.8	38,080	1.4
教育の振興			9,612	3.2	34,126	4.3	28,901	3.8	52,365	6.4	125,004	4.4
地域文化の振興					10,188	1.3	1,402	0.2	5,468	0.7	17,058	0.6
集落の整備							8,576	1.1	1,315	0.2	9,891	0.4
その他地域の自立促進	4,494	3.3			5,818	0.7	13,988	1.9	5,127	0.6	29,427	1.0
合計	283,834	—	609,928	—	1,415,953	—	1,287,795	—	1,318,741	—	4,916,251	—

(注)：「過疎債」欄は、過疎債同意(許可)額とし、昭和57年度までは辺地債を含む。

(単位:百万円、%)

区分	R3～R6 持続的発展特別措置法		R3～R6 合計	
	構成比		構成比	
市町村計画 (過疎債)	189,572	100.0	189,572	100.0
(68,333)			(68,333)	
移住・定住、地域間交流、人材育成	2,908	1.5	2,908	1.5
産業の振興	39,778	21.0	39,778	21.0
地域における情報化	11,773	6.2	11,773	6.2
交通施設の整備、交通手段の確保	35,853	18.9	35,853	18.9
生活環境の整備	43,728	23.1	43,728	23.1
子育て環境の確保、高齢者等保健及び福祉	22,137	11.7	22,137	11.7
医療の確保	3,952	2.1	3,952	2.1
教育の振興	23,509	12.4	23,509	12.4
集落の整備	2,089	1.1	2,089	1.1
地域文化の振興	2,718	1.4	2,718	1.4
再生エネルギーの利用推進	101	0.1	101	0.1
その他の	1,026	0.5	1,026	0.5
県計画	382,037	100.0	382,037	100.0
移住・定住、地域間交流、人材育成	3,668	1.0	3,668	1.0
産業の振興	239,873	62.8	239,873	62.8
地域における情報化	307	0.1	307	0.1
交通施設の整備、交通手段の確保	91,706	24.0	91,706	24.0
生活環境の整備	1,781	0.5	1,781	0.5
子育て環境の確保、高齢者等保健及び福祉	19,022	5.0	19,022	5.0
医療の確保	6,019	1.6	6,019	1.6
教育の振興	15,809	4.1	15,809	4.1
集落の整備	186	0.0	186	0.0
地域文化の振興	1,790	0.5	1,790	0.5
再生エネルギーの利用推進	244	0.0	244	0.0
その他の	1,632	0.4	1,632	0.4
合計	571,609	—	571,609	—

(注)「過疎債」欄は、過疎債同意(許可)額とする。

令和3年度から特定市町村は含まない

2 過疎地域の持続的発展の基本的方向

昭和45年以降、特別法のもと過疎対策事業を実施し、道路などのインフラ整備は一定程度の成果があががってきているものの、非過疎地域と比べるとなお格差が生じている。

また、過疎地域においては少子高齢化と人口減少が顕著であり、産業の振興など様々な課題は依然として残されている。さらに、近年は、地域社会を担う人材の確保・育成、通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等による情報化の進展など、新たな課題も生じてきている。

このような状況を踏まえ、本県では、令和6年9月に新たな長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」、令和7年3月に「第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定し、こども・子育て支援、企業立地や産業集積の推進、デジタル技術等の活用による住民の利便性向上などを図っているところである。

3 広域的経済社会生活圏の整備計画等との関連

本県においては、8割以上が過疎市町村であり、これまで広域的な見地から総合的な施策を展開してきたところである。今後とも、過疎地域の持続的な発展を図るため、医療の確保や保健・福祉サービスなど過疎市町村単独では対応が困難な施策について、広域的かつ総合的な観点から地域間の連携を図り、医療計画などの各種計画等との調整を図りながら施策を行う。

4 市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方

過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の活用については、ハード整備事業に加え、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保などの様々なソフト事業（法第14条第2項に規定する「過疎地域持続的発展特別事業」）についても引き続き対象とされていることから、過疎対策の推進効果が期待される。

財政基盤の脆弱な過疎市町村の財政的支援としての過疎債は、重要な財源となっている。

しかしながら、過疎債が法に基づく財政上の特別措置として設けられたものであることから、活用にあたっては、法の趣旨に則り総合的、計画的に運用する必要がある。

こうした観点から、過疎債の起債にあたっては、引き続き事業の緊急度、事業効果等を総合的に勘案のうえ、計画策定に努めることが重要である。

Ⅱ 安全で安心して暮らせる地域づくり 「安心」

少子高齢化・人口減少が急速に進む過疎地域が、持続可能な地域社会を形成していくことができるよう、地域社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるとともに、健康寿命の延伸や障がい者の就労・社会参加の促進を図る。

また、山や海に囲まれた急峻な過疎地域の安全・安心を確保するため、地域医療の確保や消防・救急体制を強化するとともに、地域のN P O・ボランティアとの協働や、頻発・激甚化する自然災害に対して、地域防災力の向上や強靭な県土づくりを進め、住民が安心して健やかに暮らせる地域社会の実現を図る。

さらに、豊かな緑や海、美しい景観などを有する過疎地域の天然自然の恵みを守り、これを将来に継承すべく、県民運動「グリーンアップおおいた」を推進するとともに、エコエネルギー等を活用した脱炭素社会の構築など環境に配慮した取組を進める。

1 子育て満足度日本一を目指す取組

過疎地域においても、すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる“温かい社会”の実現を目指す。

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなどの「子どもの育ちと子育て支援の充実」と、子ども医療費助成や保育料減免などの「子育て世帯への経済的支援の充実」、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりの促進など「共育て」と「共働き」への支援に取り組み、子育てしやすい社会づくりを推進する。

さらに、結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援や子どもの居場所づくり・ヤングケアラー・ひとり親家庭・障がい児へのきめ細かな支援に取り組み、子どもの健やかな育ちと子育てを支え、子育ての満足度を高める。

(1) 地域ニーズに応じた子育て支援サービスの提供

- ・子どもの健やかな育ちと子育て家庭を応援し、安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指す取組は、過疎地域において人口流出を抑止し、若年層を中心とする定住を促進する上においても、極めて重要である。
- ・若い世代が結婚や妊娠・出産、子育ての希望を叶え、喜びや楽しみを持って子育てできるよう、次世代育成支援対策基本法に基づく県の行動計画である「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」に沿って、子育てに係る経済的負担の軽減や子育て世代を社会全体で応援する仕組みづくり、子育ても仕事もしやすい環境づくりなど、「子育て満足度日本一」に向けた取組を重点的に推進する。

〈現状と問題点〉

- ・ 幼児教育・保育をはじめ、地域で子育て支援を担う人材の確保と質の向上が必要である。
- ・ 共働き世帯が増加する中、保育所や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどのニーズが高まっている。保育所等待機児童は解消しているものの、希望施設に入れない児童等も多い。
- ・ 「理想よりも予定の子どもの数が少ない理由」の最多は経済的負担となっている。
- ・ 県内の子育て世帯の約3割が、父親の職場に子育てへの理解を感じておらず、職場の理解促進が必要である。
- ・ 生涯未婚率や「一生結婚するつもりはない」人の割合が年々高まっている。また、結婚しない理由は「適当な相手にまだめぐり会わない」が最も多くなっている。
- ・ 不妊に悩むカップルが増加している。妊娠や不妊に関する知識を若い頃から得ておくことが必要である。
- ・ 子育てに困難が予想される妊婦の割合が上昇しており、妊娠期から支援の充実が求められている。
- ・ 産婦人科医、小児科医の偏在が顕著になっている。
- ・ こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、こどもや子育て世帯の目線や、住宅を起点とした「近隣地域」といった視点に立った、「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要である。

〈基本的方向〉

①子育てしやすい社会づくりの推進

- ・ こども医療費助成や保育料減免などによる子育て世代への経済的支援の充実を図る。
- ・ 放課後児童クラブや地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなど、地域の子育て支援サービスや相談機能の充実を図る。
- ・ 幼児教育・保育現場でのＩＣＴ活用や保育補助者等の配置促進など、働き方改革の推進などにより、保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員など、子育て支援を担う人材の確保と質の向上を図る。
- ・ 県民みんなで子どもの成長と子育て家庭を応援する社会全体の意識づくりを図る。
- ・ 育児休業・育児短時間勤務、看護休暇を取得しやすい職場環境づくりの促進、病児・病後児保育の提供体制を確保するなど、「共育て」と「共働き」を支援する。

②結婚・妊娠の希望が叶い、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備

- ・ 「ＯＩＴＡえんむす部　出会い系サポートセンター」を機能強化するとともに、市

町村や企業・団体等と連携した結婚支援の取組を推進する。

- ・不妊検査・治療の経済的負担軽減、治療と仕事の両立への職場の理解促進を図るとともに、「おおいた不妊・不育相談センターh o p e f u l」による妊娠・出産、不妊・不育に関する相談対応の充実を図る。
- ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進と質の向上を図るなど、子どもの健やかな成長と育児不安を抱える親を支援する。
- ・近隣に産婦人科がない妊産婦が安心して出産できる体制をつくるなど、周産期・小児医療提供体制を整備する。

③子どもまんなかまちづくりの推進

- ・公営住宅における子育てしやすい間取り・設備への改修や、三世代同居・近居を含めた子育て世帯の住宅リフォームの促進など、安心して子育てできる住環境づくりを推進する。
- ・子どもや子育て世帯が安心・快適に過ごせる水辺空間づくりやにぎわいのある公園づくりなどを進め、子育てしやすい周辺環境の整備を推進する。
- ・学校関係者や警察と連携した合同点検による通学路の危険箇所の解消や、安全で快適な歩行空間等の整備を推進する。

(2) 困難な状況にある子ども・家庭への支援

- ・児童虐待の未然防止・早期対応や社会的養育の推進、様々な困難を抱える子どもと家庭へのきめ細かな支援などにより、すべての子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・児童虐待等への社会的意識の高まりにより、県内の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあり、早期発見や早期対応のためには、市町村や児童相談所、学校、警察などの関係機関が、支援を必要とする子どもとその保護者に関する情報等を共有し、適切に連携しながら対応していくことが必要である。
- ・家庭で適切な養育が受けられない場合は、より家庭に近い環境での養育が求められることから、里親・ファミリーホームへの委託をさらに推進していく必要がある。
- ・児童養護施設や里親家庭で生活する子どもの家庭復帰や自立に向けた取組も求められている。
- ・貧困やヤングケアラーなど、困難を抱える子どもたちの生活環境は多種多様であり、課題に応じた対応が必要である。また、こうした子どもや家庭は、自ら支援を求めることができないことも多く、課題が潜在化する傾向にある。

- ・養育環境等に課題を抱えるこどもへの支援策の一つとして様々な居場所の確保が求められている。
- ・ひとり親家庭からは「収入が少ない」、「休みがとりにくい」、「帰りが遅くなる」などの声が挙げられており、その支援が必要である。
- ・障がい児や医療的ケア児への支援の充実が求められている。また、難病を抱えるこどもの成長に応じた支援も必要である。

〈基本的方向〉

①児童虐待の未然防止・早期対応と社会的養育の推進

- ・「いつでも子育てほっとライン」や専用ＳＮＳによる相談対応や、虐待防止キャンペンなどでの集中的広報・啓発を実施し、児童虐待の未然防止・早期発見の取組を強化する。
- ・人材確保、専門性向上に向けた研修の充実を通じて児童相談所の対応力強化を図るほか、多様な一時保護先の確保、児童家庭支援センターによるきめ細かな相談支援や、市町村や警察などの関係機関と協力し児童虐待への早期対応に取り組む。
- ・里親制度の普及・啓発による新規里親の確保、里親の負担軽減支援、児童養護施設等の多機能化などを通じて家庭に近い養育環境の充実を図る。
- ・児童養護施設等で養育されているこどもが安心して家庭に戻るため、親子関係支援プログラムの実施やアフターケア支援などの取組を推進する。

②様々な困難を抱えるこどもたちへの支援

- ・こども食堂、児童育成支援拠点の設置促進、教育支援センター等との連携、協働を通じてこどもの居場所の確保・充実を図る。
- ・市町村等と連携しヤングケアラーの現状を把握するほか、食事提供や学習支援等の取組の充実を図る。
- ・ひとり親家庭が安心して生活し、子育てしやすい環境を整えるため、それぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策などを総合的・複合的に展開する。
- ・障がいの早期発見や早期療育のため、乳幼児健康診査や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関が連携し、障がいのあるこどもと家族へのライフステージに応じた一貫した支援を推進する。

2 高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築

高齢化の進む過疎地域において、健康寿命の延伸を図り、高齢者がいつまでも元気で、その豊富な経験や知識を生かすことができる地域社会を構築する。

また、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら、誰もが住み慣れた場所で心豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、障がい者の地域生活に必要なサービス提供基盤の整備を図るとともに、障がい者の就労を促進する。

(1) 健康寿命の延伸と高齢者福祉の向上

- ・住み慣れた地域で、生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸を図り、健康長寿・生涯現役社会の構築を進める。
- ・すべての県民が豊かな高齢期を送れる地域社会の実現を目指して、「支援を要する高齢者等に対する施策」と、「元気な高齢者に対する施策」を高齢者保健福祉施策の車の両輪と位置づけ、それぞれの施策を関連づけながら総合的に展開していく。

〈現状と問題点〉

- ・本県の「平均寿命」は、全国トップクラスとなっており、今後も延伸する見込みである。これに合わせ、健康で活力あふれる暮らしを送ることができる「健康寿命」を平均寿命の延び以上に延伸することが、生活の質の向上や持続可能な社会を構築するために重要な課題となっている。
- ・「健康寿命」の延伸のためには、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための行動を実行に移すとともに、社会全体で県民のライフステージを通じた「健康を守り、支えるための環境づくり」を進めることが必要であり、多様な主体による健康寿命の延伸に向けた取組の拡充が求められている。
- ・本県の高齢化率は、令和6年10月1日現在で34.4%となっており、全国平均の29.3%を5.1ポイント上回り、県民の約3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっている。
- ・高齢者が健康で自立した日常生活を営み、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその悪化を防止・改善させる取組のほか、地域での支え合いや介護サービス提供体制の充実等が求められている。

〈基本的方向〉

- ・県民が、健康を育む生活を送ることで幸福を感じ、生涯にわたり活力のある生活を送ることができる社会を実現するため、県民参加型の健康づくり運動を展開

する。

- ・民間活力を含めた地域、職域、学校、家庭等が相互に連携する体制づくりを推進し、加入する医療保険の種別にかかわらず、すべてのライフステージにおいて心身の健康づくりを推進するなど、健康無関心層も含めた誰もが健康になる環境の整備を目指す。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉関係機関や団体等と連携した地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護予防や自立支援・重度化防止の推進を図る。
- ・公営住宅のバリアフリー化など、高齢者が安全・安心に暮らせる住まいを確保する。

（2）障がい者の自立と社会参加の促進

- ・障がいに対する県民理解の促進やグループホームなどの住まいの場の確保、芸術文化・スポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るための取組を推進する。
- ・障がいの特性に応じた仕事とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援による職場定着の推進、工賃向上のための共同受注体制の強化など、障がい者が安心して暮らし、働く社会づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県における障がい者数は、令和5年度末時点で、身体障がい者55,093人（身体障害者手帳所持者）、知的障がい者12,304人（療育手帳所持者）、精神障がい者12,774人（精神障害者保健福祉手帳所持者）となっている。
- ・障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備を図るとともに、施設や病院に入所（院）している障がい者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていくよう、グループホーム等の整備が求められている。
- ・障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことができないと切実に思い悩む「親なきあと」の不安への対応が求められている。
- ・障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から精神障がい者が雇用義務の対象となり、身体障がい者に加え、知的及び精神障がい者の雇用促進と就職後の職場定着に向けた支援の強化が求められている。

〈基本的方向〉

- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例等に基づき、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の普及を図る。

- ・居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の充実のほか、施設入所（病院入院）から地域での自立した生活への移行を促進するため、グループホーム等での地域生活における住まいの場の確保を図る。
- ・障がい者スポーツ・芸術を通じた障がい者の活躍を一層推進するため、参加機会の充実に取り組むとともに、競技や創作活動などに対する支援や県民への理解促進に向けた情報発信などを行い、障がい者の自立や社会参加を推進する。
- ・障がいのある子どものライフステージを通じた施策の連動を図り、一貫した支援体制づくりを推進するとともに、「親なきあと」を見据えた相談員の養成や地域生活支援拠点等の機能充実に向けた市町村への支援を行う。
- ・障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけの強化など、障がい者雇用の促進及び職場定着の推進を図り、「障がい者活躍日本一」に向けた支援の充実を図る。
- ・企業等の視点やノウハウの活用により、共同受注センターの販路拡大に向けた取組を強化するなど、障がい者の工賃向上のための支援の充実を図る。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備やバリアフリー化を推進する。

3 県民の安全・安心の確保

医師の地域偏在等により医療提供体制の維持が難しい状況にある過疎地域においても、誰もが安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関相互の連携強化や特定診療科対策など総合的な医師確保対策を推進するとともに、無医地区における巡回診療や患者輸送体制の整備などを促進する。

また、様々な自然災害や特殊災害に対応できるよう、自助・共助・公助の理念に基づく総合的な防災力の向上や県土の強靭化の推進に努める。

(1) 地域医療の確保

- ・医師の地域的な偏在等を背景に、地域の医療提供体制の維持が難しい状況が生じていることから、医師の県内定着対策、地域偏在対策、特定診療科対策などの医師確保対策を総合的に推進する。
- ・「治す医療」から、超高齢化社会に見合った「治し、地域で支える医療」への転換を図るとともに、二次医療圏内において切れ目なく必要な医療が提供される地域完結型医療を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県における医療施設従事医師数（令和4年12月末現在）は、人口10万人当たりで297.9人と全国平均の262.1人を上回っているが、56.9%が非過疎地域である大分市、別府市に集中するなど、地域偏在が顕著である。
- ・医師の地域偏在等を背景に、二次救急医療機関やへき地医療拠点病院等、地域の中核的な役割を担う病院においても、医師不足となっている診療科があるなど、地域における医師確保が大きな課題となっている。特に、産婦人科医、小児科医及び精神科医などについては中部及び東部医療圏への地域偏在が顕著である。
- ・県医療計画の主要事業である5疾病（がん医療、脳卒中医療、心筋梗塞等の心血管疾患医療、糖尿病医療、精神疾患医療）、6事業（小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、新興感染症医療、へき地医療）及び在宅医療の提供体制の充実・強化等による安心で質の高い医療サービスの提供が求められている。
- ・県内の看護職員の従事者数（令和4年12月末現在）は、国が算定した本県全体の看護職員需要見込数（令和7年見込み）より637人不足しており、引き続き確保する必要がある。また、看護職員の従事者の55.9%が非過疎地域である大分市、別府市に集中するなど、医師と同じく地域偏在が顕著である。
- ・小規模集落の増加など過疎化の進展により、地理的条件、医療資源の状況等によっては訪問診療等の在宅医療が困難な地域もあることから、地域の実情に応じた在宅医療、さらには介護サービスも含めた提供体制を構築していくことが求め

られている。

〈基本的方向〉

- ・大分大学をはじめ、医師会、市町村、へき地医療拠点病院等と連携し、地域医療を支える医師の確保に努める。
- ・大分大学医学部に設置した地域医療支援センターにおいて、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師及び医学生への地域医療に関する情報発信・相談支援を行うなど、医師の育成及び県内定着を推進する。
- ・自治医科大学との連携や大分大学医学部地域枠制度の活用により、医師養成段階からの県内定着を図るとともに、研修資金の貸与や診療技術修得のための研修支援制度の活用により、医師が不足している地域や診療科の医師確保対策を推進する。
- ・県内の医療機関や訪問看護ステーション、介護施設等に就職を希望する看護学生に対する修学資金貸与制度の活用により、看護師養成段階からの県内定着を図るなど、看護師の確保及び県内定着を推進する。
- ・医師の出産・育児等と勤務との両立をサポートする医療機関に対して支援するなど、女性医師が働きやすい環境整備を促進する。
- ・5疾病6事業及び在宅医療を中心に、切れ目のない安定的・持続的な医療提供体制を構築するため、医療機関等の機能分化と連携を推進し、受け皿となる地域の病床の確保や在宅医療の充実等を図る。
- ・救急医療・災害医療体制のさらなる充実・強化や国民健康保険の運営の安定化など、生涯を通じて地域で安心して医療サービスを受けられる体制の充実及び強化に努める。
- ・医療情報等ネットワークの構築やオンライン診療などを活用した診療・治療支援等の取組を推進する。

（2）無医地区対策

- ・容易に医療機関を受診できない地域において、医療提供体制を確保するため、地域の医療機関相互の連携強化やへき地医療拠点病院による巡回診療の実施、患者輸送体制の充実など、各種のへき地医療対策を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・令和4年10月末現在で、12市町村に38の無医地区があり、そのすべては過疎地域に存在しており、医療資源の地域的な偏在が見られる。
- ・全国的な医師不足により、地域の医療提供体制の維持が難しくなってきており、本県においても地域中核病院の医師が不足するなどの事例が生じている。

- ・そのような状況の中、無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する適切な医療の確保は重要な課題である。
- ・無医地区を対象とした巡回診療や市町村が行う患者輸送体制の整備に対する助成などを通じて、へき地医療の確保を図っていく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する医療の充実とへき地医療を担う医師の負担軽減を図るため、救急医療を中心として、へき地医療拠点病院等、地域医療を支える病院相互の連携強化と機能分担を進める。
- ・地域の医療サービスを維持・継続していくため、へき地医療拠点病院やへき地診療所の施設整備並びに設備の充実を図る。
- ・へき地で生活する住民の通院手段を確保するため、市町村等と連携しながら、地域住民の要望や実態に即した患者輸送体制の充実に努めるとともに、離島・へき地での受診機会を確保するため、ＩＣＴを活用したオンライン診療の普及を進める。
- ・県内でのドクターヘリの運航や隣県との連携等による迅速な広域救急医療体制の充実を図る。

（3）特定診療科に係る医師の確保

- ・小児科・産婦人科などの診療科においては、病院での厳しい勤務環境などにより、特に地方で勤務する医師が不足していることから、大学、医師会、市町村等と連携しながら、後期研修医に対する支援など、医師確保対策を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の人口10万人当たりの医師数（医療施設従事）は、全国平均を上回っているが、小児科・産婦人科などの診療科の医師不足が顕著であり、過疎地域を多く含む医療圏において全国平均を下回っている。

医療施設従事医師の状況

(単位：人)

医療圏	人口10万人当たり医師数		
	医師	小児科	産婦人科
東 部	340.4	186.9	32.6
中 部	341.9	149.5	60.1
南 部	224.9	77.4	11.2
豊 肥	210.2	84.8	15.0
西 部	181.2	52.2	32.8
北 部	209.9	110.7	42.9
県 計	297.9	136.6	47.4
全 国	262.1	122.6	49.0

* 医師数、小児科医師数、産婦人科医師数：R4.12.31現在（医師・歯科医師・薬剤師統計）

* 人口：R4.10.31現在（小児科は15歳未満人口、産婦人科は15～49歳女子人口で算定）

〈基本的方向〉

- ・医師が不足している地域中核病院等に、小児科・産婦人科を専攻する自治医科大学卒業医師や大分大学医学部地域枠卒業医師を派遣する。
- ・小児科・産婦人科については、県内の病院や診療所で後期研修を行う医師に対する研修資金の貸与や診療技術修得のための研修支援制度などにより、医師の確保を図る。
- ・小児科・産婦人科の少ない地域では、有床診療所の開設許可等を可能とする本県独自の審査基準を適用するなど、医師確保対策を推進する。

(4) 「人的被害ゼロ」に向けた地域防災力の強化

- ・南海トラフ地震や洪水、土砂災害などの様々な自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、自助・共助を中心とした地域防災力の向上に努める。

〈現状と問題点〉

- ・今後30年以内に発生が予想される南海トラフ地震（平成31年3月大分県地震被害想定調査：最大死者数20,077人、最大負傷者数5,434人）とともに、近年の異常気象により頻発する洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを軽減するため、地域が主体となり、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要がある。
- ・地震・津波時における早期避難を実現するためには、県民の防災意識の醸成と

ともに、避難路・避難場所の整備と実践的な訓練を積み重ねていく必要がある。

・高齢化等で避難訓練の実施が困難な地域では、自主防災組織や防災士等と連携した訓練支援が求められており、令和2年7月豪雨における全国の犠牲者の約8割が高齢者であったことなどから、要配慮者の避難支援体制の強化も不可欠である。

・消防、救急、救助業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくためには、消防力の充実・強化が課題となっている。しかし、過疎化や少子高齢化の進展などにより、消防団員が減少するとともに、現役の消防団員の平均年齢が上昇するなど、地域における消防力の低下が危惧されている。

〈基本的方向〉

- ・様々な災害に対して適切に対応できるよう、防災教育・訓練を実施し、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進するなど、県民の防災意識の醸成を促進する。
- ・市町村への支援等により、防災士の養成や育成、ネットワーク化などを通じて、自主防災組織の活性化・機能強化等を推進し、地域における防災力の底上げを図る。
- ・地震・津波発生時に、住民が迅速かつ安全に避難することができるよう、津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに、避難訓練の定着及び内容の充実を図る。
- ・大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実・強化を図る。
- ・市町村や事業所などと連携し、地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実・強化を図る。
- ・高齢者や、障がい者等の個別避難計画の作成を推進するとともに、自主防災組織等と連携した要配慮者への支援体制づくりを推進する。

（5）大規模災害等に備えた防災対策の高度化と感染症等の拡大防止対策の強化

- ・大規模災害時における救助・救急、救援体制を強化するため、広域防災拠点と支援体制の整備、住民への情報伝達体制の整備等に取り組む。
- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、効果的な情報提供や感染拡大防止対策等の強化を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・南海トラフ地震や豪雨災害などの大規模災害時において、ヘリなどによる救助・

救援活動や医療活動、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備していく必要がある。

・新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行や、過去のSARSやMERSの流行など、新興感染症は国際的な脅威となっている。グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病も国内や近隣アジア諸国で断続的に発生しており、こうした感染症に対する発生予防や拡大防止の徹底、防疫体制の強化が求められている。

〈基本的方向〉

- ・南海トラフ地震や豪雨災害による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な「72時間」を考慮し、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制を充実・強化する。
- ・救助・救援、孤立集落の支援など迅速かつ的確な災害応急対応を実施するため、市町村と連携して防災情報の収集、伝達体制の充実・強化、ドローン等の活用、建設人材の確保を含めた道路啓開体制の充実・強化を図る。
- ・近隣にある原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、立地県や関係機関と連携して原子力災害対策重点区域に準じた防災対策を推進する。
- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策を実施するとともに、発生動向の収集・分析と県民や医療機関へのより迅速で効果的な情報提供、ワクチン接種の推進、医療提供体制の強化に努める。

（6）強靭な県土づくりの推進

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化している水害や土砂災害、切迫する南海トラフ地震などの様々な自然災害に備え、県民の安心の大前提となる「災害に強い県土づくり」を進める。

〈現状と問題点〉

- ・ここ30年で「1時間あたり50mmを超える激しい雨」が1.4倍に増加するなど、気候変動の影響により洪水や土砂災害などの自然災害が頻発・激甚化している。
- ・県内では、平成29年九州北部豪雨、令和2年7月豪雨や令和5年梅雨前線豪雨において、河川の氾濫や大規模な土砂災害等により尊い生命や財産が奪われ、

地域の暮らしや経済活動に多大な影響をもたらした。

- ・頻発・激甚化している水害や土砂災害から県民の生命と暮らしを守り、地域を持続的に発展させるためには、治水対策や土砂災害対策等を着実に進める必要がある。
- ・南海トラフ地震では、沿岸部を中心に甚大な被害の発生が危惧されている。平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震など、過去の災害の教訓や気候変動を踏まえて、ハード・ソフト一体の取組を早急に進める必要がある。

〈基本的方向〉

- ・頻発・激甚化している台風や豪雨、地震や津波など様々な自然災害に備え、河川改修やダムの再生など抜本的な治水対策、砂防・治山ダム等による土砂災害対策、橋梁・建築物の耐震化や護岸堤防の補強、上下水道などライフラインの耐震化などのハード対策と、迅速・的確な避難を促す防災情報の発信強化や防災意識の啓発などのソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。
- ・強靭な県土づくりを継続的・安定的に進めるため、「大分県地域強靭化計画」に基づく各施策の重点化と着実なフォローアップなどの進捗管理を実施する。
- ・令和7年6月に閣議決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、切れ目なく強靭な県土づくりを推進する。

4 多様性を認め、互いに支え合う社会の構築

住民やN P Oなど多様な主体が、地域課題の解決に自ら参画し支え合う中で、様々な困りごとにワンストップで対応する包括的支援体制や、こどもから高齢者まで多様な地域住民が参加する多世代交流活動が充実し、人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現を図る。

（1）誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現

- ・支える側と支えられる側という関係を越えて、住民や多様な主体が自ら参画し、地域の課題解決に取り組む。
- ・ダブルケアや8050問題、ひきこもりなど世帯の抱える様々な課題にワンストップで対応できる包括的な支援体制の構築を図る。

〈現状と問題点〉

- ・少子高齢化に伴う人口減少や単身世帯の増加等により、地域における関係性が希薄化し、支え合い機能が低下するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・児童虐待やひきこもり、孤独・孤立の問題等とともに、いわゆる「ダブルケア」、「ヤングケアラー」、「8050問題」など、個人や世帯の抱える課題も複雑化・複合化している。
- ・高齢・障がい・子育てなど、制度や分野ごとの縦割りを越えて、横断的な課題や制度の狭間にある課題に対しても包括的に対応できる相談支援体制を整備するとともに、困りごとを抱える本人や世帯が、他者や地域、社会と関わり、自分に合った役割を見出すための多様な接点を確保することが必要である。

〈基本的方向〉

- ・誰もが共に支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す。
- ・こどもから高齢者まで多様な地域住民が参加する多世代交流活動の推進や住民参加型福祉サービスなど支え合い活動の促進等を通じて、共に支え合う地域づくりを推進する。
- ・地域の複合的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制づくりや社会福祉協議会の相談支援、コーディネート機能の強化等を通じて、多機関が協働した相談支援体制の整備を推進する。
- ・生活困窮者等に対する就労支援や生活習慣の改善など自立に向けた支援の充実や、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対する市民後見人の養成など権利擁護の推進等を通じて、社会とのつながりづくりを推進する。

- ・住まいの確保と暮らしを支える居住支援協議会の設立や支援団体の拡充を進めるとともに、地域で暮らす住民の孤立化を防ぐ居場所（サードプレイス）づくりを推進する。

（2）NPOとの協働の推進と支援

- ・NPO（NPO法人やボランティア団体等）と企業など多様な主体との連携・協働により、地域課題を適切に解決できる体制の構築に取り組む。
- ・NPOの人材育成や活動資金の確保が進み、自立的活動基盤の強化を図る。

〈現状と問題点〉

- ・人口減少の進行、県民ニーズや価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下等を背景に、地域課題が多様化している。NPOが行政はもとより、企業など多様な主体とより一層協働し、課題解決に向けて取り組むことが求められている。
- ・本県のNPOのうち、事業規模が100万円未満のものは約4割を占めており、資金不足などにより、安定した活動が困難なNPOも少なくない。
- ・NPOの役員の高齢化も進んでおり、活動の継続・発展のためには、若い世代や現役世代がNPO活動に積極的に参画できるような環境づくりも必要である。

〈基本的方向〉

- ・多様な主体との連携・協働を推進するため、SNSを活用した若年層等への情報発信の強化や、協働事例の発掘・評価等による協働の成果やメリットの見える化、協働コーディネーターの育成・派遣などにより、多様な主体との協働の機会創出を図る。
- ・NPOの自立的活動基盤の強化のため、おおいたボランティア・NPOセンターによる研修・講座の充実、NPOの活動を支える人材の育成など総合的に支援する。

5 持続可能な環境づくりの推進

豊かな自然に恵まれた過疎地域において、その天然資源を活用した新たなエコエネルギーの導入促進等による脱炭素社会の構築を図るとともに、豊かな天然自然の恵みを守り、これを将来に継承するための環境に配慮した社会づくりを推進する。

また、生活衛生の向上を図る水道施設や生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るための生活排水処理の取組を進める。

(1) 循環型共生社会の構築

- ・これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルから転換し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）（以下、「3R」という。）等に、県民、行政、事業者が一体となって取り組み、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会システムの構築を促進する。
- ・良好な大気・水環境の維持・向上に努め、環境基準達成率の向上を図る。
- ・あらゆる主体が河川・海岸保全活動に取り組む県民総参加の運動となるよう、流域・沿岸住民が主体的に行う水環境保全活動を積極的に支援する。

〈現状と問題点〉

- ・持続可能な社会の実現に向け、循環型社会に対する関心が高まる中、従来の廃棄物の排出抑制・再利用や適正処理の取組に加え、デジタル技術を活用した業務効率化や処理の高度化に取り組む必要がある。
- ・県民の健康で住み良い生活環境を確保するため、廃棄物処理対策は重要な課題となっており、市町村間の連携と協力のもと広域的な処理体制の確立を図る必要がある。
- ・市町村においては、一般廃棄物の不法投棄対策の強化を図る必要がある。
- ・県内の大気環境及び水環境は、概ね良好な状態で推移している。しかし、PM2.5の注意喚起の発令や、環境基準を達成していない河川や海域があり、事業所等に対する監視指導や生活排水対策などを推進する必要がある。
- ・建築物等の解体工事での石綿飛散防止のため、工事現場に対する監視指導が必要である。また、災害時には建築物の倒壊による石綿飛散のおそれもある。
- ・県民が親しみを感じることができる豊かな水環境をつくることが重要であり、流域住民が主体となって県内全域で河川保全活動に取り組む必要がある。

〈基本的方向〉

- ・従来の市町村、事業者、県民等への働きかけに加え、NPO、市民団体等の民間活力の活用を図りながら、「大分県廃棄物処理計画」に基づき、地域社会が一

体となって廃棄物の種類ごとに3Rの原則に沿った減量化・再資源化を推進する。

(例えば、地区住民・ボランティア等が行うごみの減量化やリサイクル活動に対する取組に対して支援を行うなど)

・リサイクル製品の認定制度や平成17年度から導入している産業廃棄物税の税収も活用しながら、産業廃棄物の排出抑制及び減量化・再資源化を進めるとともに、地域住民の不安を解消するため、排出事業者、処理業者に対する監視・指導を強化する。また、デジタル技術を活用した業務効率化や処理の高度化を進めるとともに廃棄物を適正に処理するための啓発活動を引き続き実施し、不法投棄・不適正処理の防止に努める。

・産業廃棄物の適正処理を図るため、市町村職員に対し県職員併任制度を設け、産廃処理業者への立入検査権等を付与するなど、県と市町村との連携を強化する。

・災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、関係団体・市町村職員に対して人材の育成支援や知識・ノウハウの共有を図る。

・過疎地域等における産廃処理施設の周辺住民に対し、利便性回復のための環境整備対策を行う市町村等に対して支援する。

・PM2.5発生寄与率を把握するため、成分分析の実施と発生源対策に努める。

・建築物等の解体時に、石綿事前調査の実施と作業基準の遵守について、関係機関と連携して指導し、石綿の飛散防止を図る。また、災害時の初動から適切な飛散・ばく露防止対策をとれるよう、平時からの体制整備に努める。

・河川の上流から下流、そして海岸へと展開する環境美化活動を推進するなど、海岸ごみの発生抑制対策を強化する。

(2) 豊かな自然の保全と活用

・本県の有する豊かな自然や生物多様性は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、県民全体で保護・保全していく体制づくりを推進する。

・県では2050年温室効果ガス排出実質ゼロを表明しており、温室効果ガスの排出削減対策の推進やエコエネルギーの導入・利用促進、森林吸収源対策の推進といった緩和策の取組により脱炭素社会の実現を目指す。

〈現状と問題点〉

・本県は緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など豊かな自然に恵まれ、県土面積の約28%が自然公園に指定（全国平均の約2倍）されており、このような自然を将来に継承できるよう、自然共生の社会づくりを進める必要がある。

・多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性の危機が進展し、生

物多様性の保全が県のみならず国家レベルの課題となっている。

・豊かな自然と人との共生が評価された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや国東半島宇佐地域世界農業遺産の取組など、本県の豊かな地域資源を見つめ直す機運が醸成されており、これらの地域資源を活用した地域振興が期待されている。

・環境にやさしい暮らし方を選択するなど、環境問題への関心が国内外を問わず高まっており、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」ため、県民運動「グリーンアップおおいた」を展開し、観光や移住・定住などにつなげることで経済発展を促していくことが重要である。

〈基本的方向〉

- ・生物多様性の価値と保全活動に関する県民意識の高揚や保全活動への積極的な参加の促進等、生物多様性に関する世界目標を踏まえた取組みを進める。
- ・希少野生動植物の保護をはじめ、多様な生物の生息・生育地として重要な森林や河川、干潟など豊かな生態系の保全を図る。
- ・ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などの地域資源を活用した地域振興を推進する。
- ・「大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく緩和策として、家庭部門においては九州7県連携によるアプリの普及・啓発やZEHなど省エネルギー住宅の普及促進、業務部門においては事業所向け省エネ診断の実施や公共施設等のZEB化など省エネ対策、運輸部門においてはエコドライブの啓発やポートセールスの強化によるモーダルシフトの促進等に、県民、事業者、県が一体となって取り組む。
- ・世代に応じた環境教育や「グリーンアップおおいた」を県内各地で実践する環境保全団体「グリーンアップおおいた実践隊」を受入先とした国内外からの誘客の推進等に取り組む。
- ・地域の団体等との協働による魅力ある景観の保全・形成、自然環境や景観等へ配慮した公共施設の整備を推進するとともに、自然とふれあう都市公園の充実を図るなど、快適な地域環境の保全に努める。

（3）水道等の整備

- ・水道は、地域住民の日常生活に直結し、健康で文化的な生活に不可欠な施設である。施設の計画的な整備と適正な管理により、安心して飲めるおいしい水を豊富に供給し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目指す。

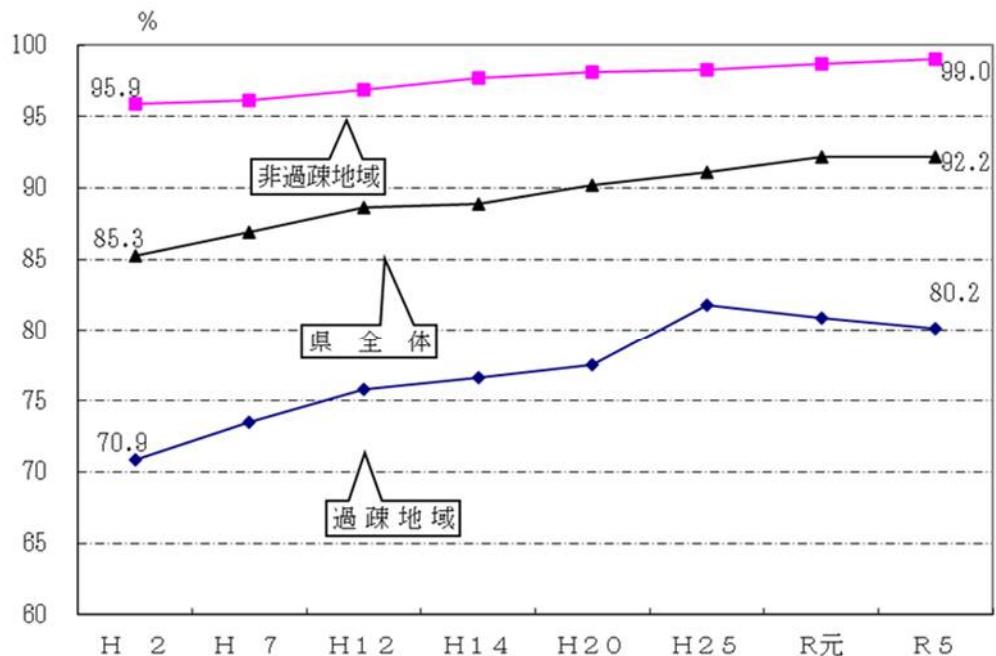
〈現状と問題点〉

- ・本県の水道普及率は、令和5年度末で92.2%と全国平均の98.3%に比べて低い水準にある。特に過疎地域は80.2%と非過疎地域の99.0%に比べてひときわ低い状況にある。これは、過疎地域には地形が複雑な場所が多く存在し、集落が点在しているなどの地理的条件により、水道施設の整備が困難であることや小規模な水道、井戸・湧水等で生活用水が確保されている地域が多いことなどが原因と考えられる。
- ・市町村が経営する水道事業においては、給水人口の減少による給水収益の悪化や老朽化施設の増加なども課題となっており、安定的な給水を維持するためには施設の老朽化・耐震化に対する計画的な整備が必要である。

〈基本的方向〉

- ・水道の普及地域においては、施設の更新計画の整備やアセットマネジメントの推進等を図り、水道の基盤強化に取り組む市町村を支援する。
- ・水道の未普及地域においては、小規模な水道や井戸・湧水等の整備、維持管理について市町村を支援し、安全な生活用水の確保を推進する。

図表：水道普及率の推移



出典：大分県の水道（令和5年度）

（4）生活排水処理の取組推進

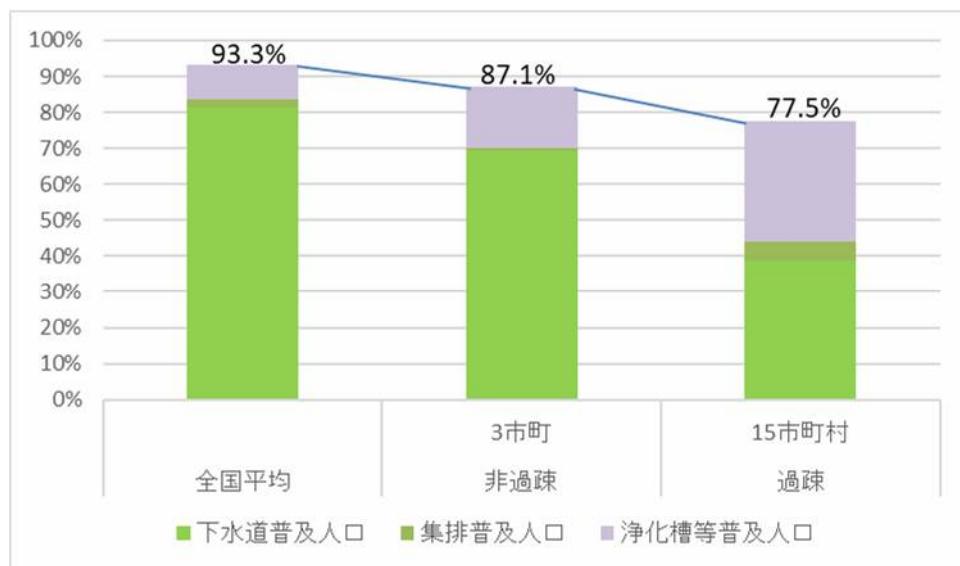
- ・一般家庭から排出される生活排水は、川や海などの公共用水域の水質汚濁の主

な原因となっており、健全な水環境を保全するためには、生活排水を適正に処理することが極めて重要である。そのため、公共下水道などの整備、処理手法の見直しや合併処理浄化槽への転換促進など、地域の特性に応じた生活排水処理の取組を推進し、公共用水域の水質保全を図る。

〈現状と問題点〉

- ・本県の汚水処理人口普及率は、令和5年度末において82.8%と全国平均の93.3%に比べて低い水準にあり、中でも過疎地域を含む15市町村は77.5%と非過疎地域の87.1%と比べてかなり低い状況にある。
- ・生活排水処理事業の経営環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少、既存施設の老朽化対策費用の増大、市町村担当職員の減少に伴う執行体制の脆弱化などにより厳しさを増している。

図表：汚水処理人口普及率の比較（令和5年度末）



〈基本的方向〉

- ・平成28年3月に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき、市町村と連携して計画的に生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・公共下水道等の整備を推進するとともに、整備済区域における未接続の解消や生活排水処理手法の見直しなど、地域の特性に応じた取組を推進する。
- ・単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ・厳しさを増す経営環境に対処するため、令和5年3月に策定した「大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画」を市町村と連携し実行することで、持続可能

な事業運営に努める。

- ・公共用水域の水質保全に向けた啓発活動を市町村と連携して取り組む。

III 県民が元気に活躍できる地域づくり 「元気」

県土の約85%を占める過疎地域においては、集落機能の維持・向上や防災・減災対策等を図るためにも農林水産業の活性化が重要である。このため、主体的に生産活動を拡大する「元気な担い手」が地域を牽引することで、収益性の高い「元気な産地」が形成され、さらに新たな担い手を呼び込むといった好循環を多く生み出し、農林水産業の成長産業化を図る。

また、中小企業の育成をはじめとする商工業の振興を図り、持続的な賃上げや魅力的な地域・職場づくりに取り組み、製造業やサービス業などあらゆる分野で、若者や外国人など多様な人材の能力が発揮される社会の実現を図る。

さらに、過疎地域の有する美しい自然など地域の特色を活かしたツーリズムを推進するとともに、誰もが気軽に芸術文化に触れ、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。

1 自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業

農山漁村を支える担い手の高齢化や人口減少はさらに加速し、労働力の減少が深刻な状況となっていることから、持続的な生産活動が難しくなっている。加えて、猛暑や豪雨などの気候変動をはじめ、国際情勢の不安定化、生産資材や飼料の高騰など、農林水産業を取り巻く情勢は先例のない変化に直面している。

こうした変化に柔軟に対応していくためには、それぞれの動向をきめ細かく捉え、経営体と産地・地域の両面から生産性を向上していくことが重要であることから、主体的に経営を拡大する「元気な担い手」が地域を牽引し、収益性の高い「元気な産地」をつくり、新たな担い手を呼び込む好循環をより多く生み出すことで、元気な農林水産業の実現を目指す。

(1) 農業の振興

- ・園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・高収益な園芸品目への転換等を進める一方で、担い手は人口減少や高齢化により年々減少しており、離農する経営体が増加している。
- ・過疎地域の農業の成長産業化の実現に向けては、これまで以上に省力的かつ収益性の高い営農への転換を進め、強い経営基盤を持つ経営体を安定して育成・確保していくことが重要である。
- ・需要のある園芸品目の産地拡大や畜産の生産基盤の強化、スマート技術の実装による生産性向上などを進める必要があり、食料安全保障の観点からも、こうし

た取組による食料供給力の強化が不可欠である。

- ・人口減少により国内市場が縮小傾向にある中で、産地間競争も激化していることから、海外も含めた新たな市場開拓や国内拠点市場での県産品の認知度向上が課題である。
- ・適正な価格転嫁や安定した価格形成に加え、食の安全・安心などの消費者ニーズに応えた商品の差別化などにより、中山間地域の優位性を確保していくことも必要である。
- ・中山間地域では、65歳以上の耕作者が多く、耕作放棄地の増加などが懸念されているため、地域全体で収益向上を目指した経営モデルや品目の検討、地域で活躍する人材の確保、主体となる集落営農法人の育成などが必要である。

〈基本的方向〉

- ・認定農業者、参入企業、集落営農法人など、産地の中核を担う経営体の技術向上、規模拡大等を重点的に支援する。
- ・スマート技術等の早期実装や農業支援サービス事業体の育成・活用など省力化や生産性向上につながる取組の強化、外国人材等の活躍推進に向けた環境を整備する。
- ・産地扱い手ビジョンに基づく新規就農者の受入体制強化と企業参入を促進する。
- ・大規模園芸団地の計画的な整備や水田畑地化による生産基盤の拡大により園芸品目の産地を拡大させる。
- ・おおいた和牛のブランド力向上に向けた飼養管理技術の向上や高能力繁殖雌牛の増頭等の推進により、畜産生産基盤を強化する。
- ・国産需要に対応した麦・大豆の本作化や飼料用作物の生産拡大により、水田利用型農業の高収益化を推進する。
- ・輸出先国や食品・加工企業と連携した産地づくりを推進する。
- ・拡大する有機農産物需要に対応できる効率的な県域出荷組織を育成する。
- ・地域計画の着実な実行による扱い手への経営資源の集中、高収益な園芸品目の導入や法人間連携や合併による集落営農法人の経営力の強化を図る。
- ・直売所を拠点とした過疎地域の活性化や、日本型直接支払制度を活用した、多様な主体による農地・水路等の維持・保全活動を推進する。

（2）林業の振興

- ・循環型林業の確立による林業・木材産業の持続的な発展に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・人工林の約6割が伐採・利用期を迎えており、大径化した原木の流通や再造林

の面積が増加している。持続的な林業経営に向け、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業を確立することが重要である。

- ・一方、林業の担い手は年々減少し、高齢化も進んでおり、循環型林業を支える担い手の育成・確保に取り組む必要がある。
- ・伐採後の再造林では、早期の資源造成と花粉発生源対策となる早生樹の植栽が重要である。また、大径材を加工できる施設が少ないとから、マーケットのニーズに合った製品を効率的に加工できる施設の整備が必要である。
- ・本県は、日本一の乾しいたけの産地であり、中山間地域を多く有する過疎地域の貴重な収入源であるが、生産者の高齢化により生産量は年々減少しているため、規模拡大などの生産対策に加えて、販売対策の強化も必要である。
- ・森林の持つ多面的機能を適切に発揮させるためには、着実な成林に向けた獣害対策やこどもたちへの森林・林業教育を進め、県民みんなで森を守り育てていくことが重要である。

〈基本的方向〉

- ・伐採・造林作業における林業事業体同士の協働の促進、資材運搬用ドローンの活用による機械化など、再造林の担い手の体质強化を推進する。
- ・林地集積の推進や効率的な搬出等の作業が可能な路網の整備など、山元が潤う高効率・低コスト生産体制の確立を推進する。
- ・日本一を誇る乾しいたけ産地を持続的に発展させるため、原木伐採や選別作業の分業化の推進によるしいたけの中核的生産者の育成と新たな担い手確保を推進する。
- ・大径材を効率的に利用する大規模な加工拠点施設の整備により大径材等の活用を促進する。
- ・採穂園や育苗施設の重点整備による花粉の少ない早生樹苗木供給体制を早期に確立させ、早生樹による再造林を加速させる。
- ・大分県森林環境税の取組の周知や、学校等と連携した森林・林業教育を推進するともに、シカの捕獲強化など、健全な森林の維持に向けた獣害対策を加速させる。

（3）水産業の振興

- ・環境変化に対応した豊かな海を次世代につなげる水産業への転換に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・漁業就業者の減少と高齢化が加速する中、漁業を牽引する優れたリーダーの育成と多様な人材の確保が重要であるとともに、次代を担う若い世代への水産業の

啓発も必要である。

- ・養殖業では、効率的な経営安定対策に加え、台風や赤潮などの自然現象等に左右されない安定生産対策も必要である。
- ・漁船漁業では、資源の減少が課題となっており、漁場環境の整備と効果的な種苗放流、科学的データに基づく資源管理が必要である。
- ・販路拡大に向けては、様々な産地ブランドが増加しているため、他県産との差別化が必要であるとともに、魚介類の消費量が減少しているため、魚食普及の強化も求められている。
- ・水生生物の産卵や生育の場となる藻場は減少傾向にあり、沿岸環境の維持が課題となっている。
- ・漁村人口が減少していることから、新たな雇用を生み出し、過疎地域の賑わいを取り戻すことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・大規模化・協業化やスマート技術の導入、外国人材等の受入体制整備など経営拡大に取り組む養殖業者を育成する。
- ・操業データの有効活用や加工・流通改善による高付加価値化など、経営の効率化と資源の有効利用に取り組む漁船漁業者を育成する。
- ・浜プランに基づき新規就業者の確保に取り組む。
- ・大規模冲合養殖場の整備やかぼす養殖魚のE P飼料の改良など、マーケットや環境に対応した養殖業への転換を進める。
- ・カキ養殖の導入など栄養塩の低減による養殖漁場環境の改善に取り組む。
- ・クルマエビ・マコガレイ・マダイ・イサキの拠点放流、漁業者自ら取り組む徹底した資源管理や漁場環境整備を一体的に推進する。
- ・漁業公社等の生産能力を最大限に活用し、種苗放流を強化する。
- ・学校給食への利用促進や県内飲食店等と連携した旬のP Rなど、全国豊かな海づくり大会を契機としたさらなる魚食推進に取り組む。
- ・漁港未利用地の有効活用など、漁村活性化に向け、海業を推進する。
- ・水産資源の回復と温暖化対策に寄与する豊かな藻場の保全に取り組む。

2 力強く元気な経済を創出する産業の振興

地域経済を支える中小企業・小規模事業者が社会経済環境の変化に対応し、事業を継続・発展するために、円滑な資金調達や経営基盤の強化を図るとともに、スタートアップが着実に成長できる環境づくりに取り組む。

また、県内各地に存在する半導体や自動車、食品産業等の関連産業を支援とともに、競争力を高めていく。

サービス産業は、県内の事業所数の約8割を占める重要な産業であるが、その生産性は他産業と比較して低く、生産性向上が不可欠となっている。人口減少に伴い、国内市場の縮小が懸念される中、海外市場への販路開拓が重要である。

(1) 中小企業の経営基盤の強化とイノベーションの促進

- ・経営環境を先読みした経営革新、災害等の発生を想定した事業継続計画の策定などへの取組を支援する。
- ・社会経済情勢や自然災害など経営環境の変化に対して、県内中小企業の経営基盤の安定を図るため、円滑な資金供給に取り組む。
- ・課題を持つ県内中小企業と創造力豊かなクリエイターとの協働を促進することで付加価値の高い商品サービスの開発等を支援する。
- ・過疎地域においても創業の裾野拡大や成長志向の起業家への支援等により産業を活性化するベンチャー企業の発掘と育成を図る。

〈現状と問題点〉

- ・先端技術の普及や少子高齢化・人口減少による国内需要の変容、消費者ニーズの変化等により、中小企業・小規模事業者の経営環境は大きく変化しており、経営者の意識改革を図り、経営革新などにより、新市場や成長分野へのチャレンジを促すことが重要となっている。また、地域経済を牽引する企業の創出により、地域雇用や産業活力を生み出すことも求められている。
- ・社会経済環境が大きく変化する中で、地域経済を支える中小企業・小規模事業者がこうした変化に対応し、事業の継続・発展していくためには、円滑な資金調達と経営基盤の強化が必要である。
- ・社会情勢の変化やニーズの多様化が進む中、他社との差別化や認知度向上といった課題を抱える中小企業に対し、クリエイターの持つ創造的な発想を生かした商品・サービスの開発を支援することは、地域経済の持続的発展につなげるうえで重要である。
- ・過疎地域においては特に、新たなビジネスや雇用の創出に向けて、地域経済を活性化するエンジンとなり得る創業を促進する必要がある。
- ・経営者の高齢化等により、休廃業・解散の増加が懸念されており、事業を次の

世代につなぐため、円滑な事業承継の促進が喫緊の課題となっている。

〈基本的方向〉

- ・中小企業の経営力を向上させる経営革新計画の作成や売上拡大に向けた商品の改良、販路開拓等の取組を商工団体などの関係支援機関と連携し、伴走型で支援することで成長分野や新市場へのチャレンジを促進する。
- ・県経済への波及効果を生む大分県地域牽引企業の創出に取り組み、地域雇用や産業活力を生み出していく。
- ・社会経済情勢や自然災害など経営環境の変化に応じた中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、制度資金の充実を図る。
- ・クリエイティブ（創造的な発想）を活用した県内中小企業の支援に取り組む。
- ・おおいたスタートアップセンター等関係機関と連携することで創業の裾野拡大や起業の促進を支援する。
- ・全国からビジネスプランを公募し、優秀なプランの顕彰や県内での事業化を支援する。
- ・中小企業支援ネットワークや中小企業再生支援ファンドを通じた中小企業の経営改善・事業再生への取組の促進や事業承継・引継ぎ支援センターと連携した円滑な事業承継の支援に取り組む。
- ・商工団体や民間の損害保険会社と連携した中小企業のB C P（事業継続計画）の策定を支援する。

（2）ものづくり産業の「稼ぐ力」の向上

- ・産学官連携による研究開発や先端技術の活用等により企業の生産性向上を促進し、ものづくり企業の付加価値を高め、「稼ぐ力」の向上を図る。
- ・産業集積をさらに進展させ、地域雇用や経済振興に貢献するものづくり企業の技術力・企画開発力の維持・発展を図る。
- ・社会経済環境の変化に適応しながら大分県のものづくりを支えていく高度な専門技術人材を有する研究開発型企業の創出を図る。

〈現状と問題点〉

- ・本県は、各産業の核となる企業がバランスよく立地し、関連企業等の集積が集積を呼び込み、大きく成長してきた。自動車関連産業、半導体関連産業などは大きな変化の最中にあるが、そうした中にあっても、ものづくり企業が持続的にその付加価値を高めていく必要がある。
- ・先端技術を中核とする新ビジネスも生まれる中で、企業等の投資意欲が高い好機を逃すことなく、企業の要望に対応できる適地の確保が求められている。

- ・血液・血管に関する医療機器製造企業が立地し、県内企業による医療関連機器産業への参入も進んでおり、販路を見据えた機器開発や海外も含めた新たな販路開拓が必要となっている。
- ・県内中小企業では、若手技術者や高度ものづくりの人材が不足し、企業の人材育成の負担が大きくなっている。
- ・研究開発を伴う製品化や技術力の蓄積の機会が少ないため、企業単体で設計や評価・解析・開発まで一気通貫で実現できる人材が育成されていない。

〈基本的方向〉

- ・大学や国の研究機関等と連携した研究開発成果を県内企業に展開するなど、オープンイノベーションを推進することで、企業の技術価値向上を支援する。
- ・自動車関連産業では、次世代自動車産業（EV関連等）への参入や半導体産業との連携による経営多角化、取引機会の拡大などへの支援や、次世代空モビリティなど新分野への進出を支援する。
- ・半導体関連産業では、新生シリコンアイランド九州を担う人材の確保・育成、台湾企業等との連携による販路拡大、後工程分野等の体制強化、新規事業創出などを支援する。
- ・食品関連産業では、市場ニーズを踏まえた商品開発、海外展開やテストマーケティングなどへの支援を行うとともに、農業生産者と食品加工業者が一体となった商品づくりなど、農商工連携を促進する。
- ・医療・福祉関連機器産業では、大学や医療機関、介護事業所、企業が一体となつたIoT・AI等を含めた製品開発や国内外の販路開拓を支援する。
- ・自動車、半導体、デジタル分野などの産業構造の変革や工業製品等の高品質化・高付加価値化などに対応した技術開発等ができる企業技術者の育成を支援する。
- ・先端技術等に関する講義や高度な評価・解析機器等の活用など、実践的な人材育成プログラムを通じた高い専門性を有する企業技術者の育成を支援する。

（3）地域を支える商業の活性化とサービス産業の革新

- ・商業・サービス業を通じた地域活性化に取り組む商業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業・サービス業をリードする人材の育成を図る。
- ・AIやロボット等の先端技術による業務の効率化・省力化等に向けた取組や、付加価値の高い商品・サービスの開発、デジタル技術の活用による効果的な情報発信を行う。
- ・首都圏、関西圏、福岡地域の商業施設やオンラインショップ拡充により、県産品を全国の消費者に販売する機会を創出するとともに、越境ECや事業者の海外展開の取組を支援し、海外での販路拡大を図る。

〈現状と問題点〉

- ・商圏人口の減少や消費者ニーズの多様化、郊外への大型小売店の進出、インターネット販売の普及など経営環境の変化に伴い、商店街を取り巻く環境は厳しさを増している。
- ・中小企業・小規模事業者においても過去の常識にとらわれず、AIやロボット等の先端技術を取り入れた新しい経営戦略に転換していくことが重要となっている。
- ・サービス産業の生産性は製造業等に比べて相対的に低く、業種による違いが大きい。特に、宿泊業や飲食サービス業、医療・介護・保育分野が低位となっている。
- ・新たに海外展開にチャレンジする事業者の意欲を醸成するとともに、海外ニーズを踏まえたマーケットインのものづくりが求められている。

〈基本的方向〉

- ・地域商業の維持・活性化のため、民間アイデア等を活用した商店街等のコミュニティ機能強化や、商店街等へ域外需要を取り込む取組を支援する。
- ・地域商業のリーダーとなる人材やまちづくりに資する人材を育成する。
- ・生産性向上に資する先進的な取組や先端技術の導入促進、新サービスの提供を目指す創業や経営革新、デジタル活用等による効果的な情報発信を行う個店等を支援する。
- ・「坐来大分」を活用した首都圏での県産品の情報発信や商談機会の拡大、大手スーパー等とのマッチング支援、県公式通販サイト「おんせん県おおいたオンラインショップ」による販路の開拓・拡大を図る。
- ・海外からでも購入可能な越境ECサイトにより、インバウンド観光客をはじめ、海外からの県産品購入、継続利用等を促進する。
- ・ジェトロ大分等の支援機関と連携した「Oita 食輸出コンソーシアム」の取組により、海外展開に必要な情報収集から販路開拓まで、切れ目のない支援を一貫的に行い、県内事業者の海外展開を支援する。

3 地域の特色を活かしたツーリズムの推進と観光産業の振興

過疎地域の有する美しい自然、歴史に彩られた文化、豊かな食材などの地域資源に磨きをかけ、魅力ある地域を形成し、多くの旅行客が大分県を繰り返し訪れることで地域が元気になり、県経済に好循環をもたらす観光地域づくりを推進する。

個性豊かな大分の魅力を多様な手段で国内外に情報発信し、観光客の来訪を促進するとともに、地域住民、観光関連事業者、旅行者がそれぞれの立場から、地域資源を損なうことなく、現在から将来に引き継ぐための持続可能な観光地域づくりとともにを行う。

〈現状と問題点〉

- ・本県の過疎地域にも恵まれた観光資源が多数存在するものの、地域振興に十分生かされていない。
- ・インバウンドの動向は、関係国・地域の政治情勢や経済状況など、他律的な影響を受けやすい側面も抱えており、観光産業が持続的な成長軌道を歩むためには、国内外の諸情勢に対応できる力強い産業への構造転換が不可欠である。
- ・宿泊業などの観光関連事業者の多くは中小企業であり、大企業と比べて労働生産性が低い傾向にあることに加え、社会情勢の影響を受けやすいため、経営力の強化・安定化が求められている。
- ・本県のおもてなしは観光客から高い評価を受けているが、1人当たりの観光消費額は他県に比べて決して高くはない。温泉だけではなく、豊かな自然とそこから生み出される歴史・文化など、大分の魅力ある観光資源を再発見し、観光客の満足度を高め、県内での滞在時間を延ばすためにも、快適な受入環境の整備に一層努めていく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・過疎地域の特徴ある観光素材を磨き、地域にある資源を活用した取組を積極的に支援するとともに、温泉はもとより、自然や食、歴史・文化、芸術、スポーツなどを生かした新たな仕掛けづくりを促進し、アドベンチャーツーリズムをはじめとした、各種高付加価値コンテンツの造成を推進する。
- ・国内外の観光客が安全・安心で快適な旅行ができるよう、多言語化の充実、観光地へのアクセス道路の整備や魅力ある景観の保全・形成など継続的な受入環境の整備に努めるとともに、大規模災害などの緊急時に対応できる体制整備と正確な情報発信に取り組む。
- ・誘客の多角化や経営力の強化を通して、本県観光産業を「稼げる産業、変化に強い産業」へと転換していく。
- ・データマーケティングの取組を強化し、各種施策を一元的に実施するため、各

地域や観光関連事業者等との連携を強化する。

- ・県内各地域が観光地としてありたい姿を描けるよう、地域連携DMOであるツーリズムおおいたが、データを基に、地域特性に即した形でコーディネートできる組織体制を確立する。
- ・旅行形態の変化や旅行ニーズの多様化に対応できるよう、観光地域づくりを担う人材の育成やスキルアップを図るとともに、観光客の県内周遊促進に向けたネットワークづくりを進める。

4 多様な人材が活躍できる環境づくりと産業を支える人づくり

生産年齢人口が減少する中、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる産業で多様な人材がいきいきと活躍できるよう、働く意欲のあるすべての担い手の就業対策や能力開発を支援するとともに、県内企業の働き方改革実現に向けた取組を推進する。

また、産業界との連携を強化し、高校生をはじめとする若年者の技術・技能習得や在職者の技術・技能の向上に努め、本県産業を支える人材の育成を図る。

さらに、地元で働きたいと考えている若年者の県内就職・定着を支援するとともに、都市圏を中心とする県外からのU I J ターン希望者へのきめ細かな支援、企業等の外国人材の円滑な受け入れに向けた雇用制度の適正な運用などを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・人手不足が顕著となる中、国内外での競争に耐え、本県産業が維持・発展していくためには、産業界と連携した多様な人材の育成や確保が極めて重要である。
- ・県内企業が、働きやすい環境の整備を進め、子育て・介護等と仕事の両立など、様々な働き方を必要とする人の受け皿になるとともに、それによる人材の多様性がイノベーションを引き起こし、生産性の向上につながるような「働き方改革」を実現する必要がある。
- ・誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できるよう、若年者、女性、高齢者、障がい者など様々な層に対する就業支援などの社会参加を促進することが必要である。
- ・若年者の流出を抑制し、本県経済の発展を支える若年者の県内就職・定着を促進するとともに、U I J ターンの推進による県外からの人材の確保を図ることが重要である。
- ・人手不足が深刻化する中、人材の確保・育成を目的とする育成就労制度が令和9年までに開始されることを踏まえ、制度に沿った円滑・適正な受入れを進め、外国人から選ばれる県となるための取組を進める。

〈基本的方向〉

- ・「おおいた産業人財センター」に新たに企業向け人材確保アドバイザーや外国人材雇用企業相談窓口を設置するなどの機能を拡充することにより、人材確保総合拠点として県内企業の人材確保と求職者の早期就職・定着を一層推進する。
- ・高校生や大学生などの若年者と県内企業とのマッチング機会を創出するとともに、福岡市中心部に設置した拠点施設「dot.」において、県内企業の情報発信を行うイベント等を実施するほか、WE Bマガジン等を活用し、県内企業や地域の魅力を発信することにより、若年者の県内就職を促進する。

- ・就職情報基盤サイトにより県内企業情報や求人・インターンシップ情報等を提供するとともに、県内企業とのマッチング機会の創出等を通じたU I J ターン希望者へのきめ細かな就職支援を行う。
- ・多様な人材の活躍促進に向け、企業の職場環境整備の促進、職業能力開発やマッチング機会の提供などにより、女性や高齢者の就業を支援するとともに、企業の障がい者雇用への理解促進、雇用機会の拡大・定着を支援する。
- ・外国人労働者に係る関係制度の適正な運用に向けて企業等を支援するとともに、「大分県外国人材受入れ・共生のための対応策協議会」を通じた市町村等との連携による外国人労働者等の受入環境を整備する。
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進のほか、仕事と子育ての両立できる環境整備、テレワークなど時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の普及促進に取り組む。
- ・県立工科短期大学校や県立高等技術専門校において、実践的な技術者を養成する。また、就職に関する相談や職業能力開発を通じたキャリア形成支援による(再)就職と技術相談や企業向けセミナー等による職場定着を促進する。

5 芸術文化による創造県おおいたの発展

芸術文化は、人の心を豊かにし、創造性と感性を育むとともに、人々の感情に働きかけ、ゆとりや癒やし、感動を与えてくれる。

このような芸術文化の持つ創造性を生かして、芸術文化の振興はもとより、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成など社会的・経済的な課題に対応していく。

(1) 芸術文化を享受できる機会の充実

・県民が芸術文化に親しみ、創造することができる環境づくりに努め、県民の主体的な参加による芸術文化活動を推進し、芸術文化の香り高いふるさと大分を創造する。

〈現状と問題点〉

- ・誰もが各地で気軽に芸術文化に触れ親しむことができる機会を一層充実することが必要である。
- ・若い世代を中心とした新たなファン層の拡大やデジタル技術の活用による鑑賞機会の充実などが必要である。
- ・次代の芸術文化の担い手を育むためにも、こどもたちや若者の豊かな感性や創造力を育成し、それを発揮する機会の充実が必要である。

〈基本的方向〉

- ・年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが多彩で質の高い芸術文化活動に触れ親しむことができ、自ら創作活動に取り組める環境の充実を図る。
- ・県内各地域でのアートイベントの開催やメタバース（仮想空間）などデジタル技術の活用により、いつでもどこでも気軽に芸術文化を鑑賞できる環境整備を図る。
- ・本県の芸術文化の発展を担う人材育成に向けて、若者やこどもたちの豊かな感性や創造力を育成する機会を拡充する。

(2) 芸術文化の創造性を活かした地域づくり

- ・令和6年5月に県立総合文化センターが13か月半に渡る大規模改修を経てリニューアルオープンし、令和7年4月には県立美術館が開館10周年の節目を迎えた。今後も両施設を核とする芸術文化ゾーンを中心として、広範な関係団体や県内各地で展開されている様々な芸術文化活動等との連携を推進する。
- ・地域の人々が、愛着をもって文化財・伝統文化を守り、継承するとともに、まちづくりや地域活性化に活かす。

〈現状と問題点〉

- ・芸術文化の創造性や県内各地で展開されている多彩で質の高い芸術文化活動、本県の歴史と風土に育まれた文化財・伝統文化などの地域資源をあらゆる分野で最大限に活用し、産業の高付加価値化や地域の元気創出につなげていく必要がある。
- ・県内各地で受け継がれてきた文化財・伝統文化を守るとともに親しみや理解を深める機会を創出し、次世代に継承していくことが必要である。

〈基本的方向〉

- ・芸術文化が持つ可能性があらゆる分野と融合することで、観光誘客や産業の高付加価値化などにつながり、県内各地で地域の元気創出につなげる。
- ・地域の人々が、愛着をもって文化財・伝統文化を守り、継承するとともに、まちづくりや地域活性化に活かしていく。

6 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進

スポーツは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与する。

また、スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿は、スポーツへの関心を高め、県民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献する。

さらに、スポーツは青少年の健全な育成や国際的な友好と親善に資するなどの社会的な意義を有しており、その振興を一層促進する。

(1) ライフステージに応じた県民スポーツの推進

・年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もがそれぞれのライフステージに応じて日常的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を営むことができるよう、スポーツ環境を整備するとともに、高度な専門知識や指導技術を有する指導者を育成する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は、約5割と近年上昇傾向にあるが、国の目標値（7割程度）を下回っており、特に30代から50代の働く世代が低い状況である。
- ・県民が身近な地域でスポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力に満ちた生活を営むためには、スポーツに親しむ機会を一層充実する必要があり、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備や県民のニーズに応じた専門性の高い指導者の養成や確保も必要である。

〈基本的方向〉

- ・県民すこやかスポーツ祭や県民スポーツ大会等のスポーツイベントを充実させる。
- ・健康アプリ等を活用した地域や職場におけるスポーツ活動を推進する。
- ・多様なスポーツニーズに対応できる総合型地域スポーツクラブの質的充実を図る。
- ・公認スポーツ指導者資格の取得などを通じた専門性のある質の高いスポーツ指導者の養成・確保を促進する。
- ・障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境を整備するとともに、障がい者スポーツへのさらなる理解促進を図る。

(2) スポーツによる地域の元気づくりの加速

- ・国際的なスポーツ大会や事前キャンプの開催地として、国内外との交流人口の拡

大、選手と住民との活発な交流を進めるとともに、県内プロスポーツチーム等による地域に密着した活動により、県民がスポーツを身近に感じができる取組を進めていく。

〈現状と問題点〉

- ・国際自転車ロードレース「ツール・ド・九州」など、国際スポーツ大会の開催は、交流人口の拡大や多大な経済波及効果をもたらすことから、さらなる誘致強化が必要である。
- ・国内のトップアスリート等の合宿は、選手と住民のふれあいによる地域活性化にもつながるため、引き続き誘致に取り組むことが必要である。
- ・県内は、地域に密着した様々なプロスポーツチームがあることから、引き続き地域との交流を進めるとともに、若い世代を中心としたファン層を拡大していくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・大規模スポーツイベントの開催を通じて誘客を促進するとともに、優れたスポーツ施設や日本一の温泉などの恵まれた自然を活かしたトップチーム等のキャンプやスポーツ合宿も誘致することにより、地域住民との交流機会の創出や交流を継続していく。
- ・県内のプロスポーツチームやスポーツイベントなどの地域資源の活用により、プロスポーツの観戦機会の拡大と地域交流を推進していく。

IV 新たな魅力を生み出し、未来を創造する地域づくり「未来創造」

過疎地域における交通ネットワークの充実による人流・物流の促進や、日常生活に欠かすことのできない公共交通の維持・確保に取り組むとともに、社会インフラの老朽化対策や過疎地域への企業誘致・産業集積の推進などにより、地域の持続的発展に向けた基盤整備を進める。

また、移住・定住の促進や集落の維持・活性化のための高齢化集落対策を行うことで魅力ある地域社会の実現を図る。

さらに、大分県版カーボンニュートラルの推進や、デジタル社会の実現、先端技術を活用した取組を推進するとともに、こどもたちが将来に夢を持ち健やかに学び育つための環境整備、生涯にわたって学習できる地域社会の形成に努め、郷土愛にあふれ創造力豊かな人材を育成する。

1 地域の持続的発展に向けたハード・ソフトにわたる基盤整備

過疎地域における交通ネットワークの充実を図り、人流・物流の促進を図るとともに、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活に必要不可欠な公共交通の確保・維持に取り組むなど、ハード・ソフトにわたる交通基盤の整備に加え、社会インフラの老朽化対策を計画的に実施することで、地域に住み続けられるような環境整備を推進する。

また、企業誘致や産業集積の好循環を創出する取組を推進する。

(1) 交通ネットワークの充実

- ・過疎地域の暮らしや産業を支えるとともに、地域間の連携・交流を促進するため道路、港湾など交通ネットワークの充実を図る。

〈現状と問題点〉

- ・地域の魅力を高め、人や物の流れを活性化する中九州横断道路や中津日田道路は未だ整備途上にある。
- ・地域の暮らしや産業を支える国道・県道・市町村道については、改良を進めているものの、中山間地域を中心に未改良区間が残っているとともに、通学路においては歩道の未整備箇所が残されているなど、依然として整備途上にある。
- ・過疎地域における都市計画道路の改良率は、約5割となっているなど、快適な交通環境の整備が不十分である。
- ・「物流の2024年問題」を背景としたモーダルシフトの進展やフェリーの大型化など海上輸送のニーズが高まっており、岸壁やふ頭用地、臨港道路などの港湾施設の機能強化が求められている。

〈基本的方向〉

- ・人や物の流れを活性化し、企業立地や産業集積、観光誘客を後押しする広域道路ネットワークの充実を図るため、中九州横断道路や中津日田道路などの高規格道路の整備を推進する。
- ・地域間交流を促進する道路や、地域産業の発展に資する交通拠点へのアクセス道路など、暮らしや産業を支える道づくりを推進する。
- ・地域の拠点と集落を結ぶなど、生活に欠かせない道路について、地域のニーズや実情に応じた整備を進める。
- ・市街地における道路の拡幅や、歩道・自転車道の整備、無電柱化などにより、安全で快適な道路空間の整備を進める。
- ・港湾における貨物需要の増大等の港湾ニーズに対応するため、岸壁やふ頭用地の整備等、港湾機能の強化に向けた取組を進める。

（2）日常的な交通手段の確保

- ・路線バスや離島航路は、地域住民の日常的な移動のための公共交通機関として、通勤、通学、通院、買い物等に利用され、県民生活に大きな役割を果たしており、引き続き路線・航路の確保・維持に取り組む必要がある。

〈現状と問題点〉

- ・路線バスをはじめとする公共交通機関は、通勤、通学、通院、買い物等の日常生活に必要不可欠な公共交通であることから、その確保・維持が求められている。
- ・県内の多くの民間バス路線では、自家用車の普及や過疎化の進展等により利用者の減少に歯止めがかからず、採算性の悪化や乗務員の不足を要因とする減便や路線廃止といったサービス水準の低下が進みつつある。
- ・離島航路の運航は、近年の島民人口の減少等により、その経営環境は極めて厳しくなっている。離島航路は離島と本土を連絡する唯一の公共交通機関であり、島民の日常生活に必要不可欠な移動手段である。

〈基本的方向〉

- ・市町村と協働で行う地域公共交通計画等の策定において、市町村間をまたがる路線の調整を行うとともに、市町村のコミュニティバス、デマンドタクシーやスクールバス等の独自の取組の推進や地域の多様な輸送資源の活用を検討するなど、日常生活に必要な移動手段の確保・維持を図る。
- ・離島航路の確保は島民の生活を守るための最重要課題であり、引き続き離島航路の確保・維持に向けた地元自治体や交通事業者の取組を支援するとともに、観光客など島民以外の航路利用の促進を市町村等と連携して取り組む。

（3）社会インフラの老朽化対策

- ・社会資本の老朽化が急速に進展しており、厳しい財政状況の下、維持管理に要する財政負担の軽減や平準化を図りながら、更新・改修・廃止等を適切なタイミングで行い、安全性を確保する取組を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県では、道路施設・港湾施設・治山施設などの公共インフラ施設のほか、庁舎や学校、公営住宅などの公共建築物を多数保有している。
- ・これらは、高度経済成長期からバブル経済期に集中的に整備されており、今後、2040年頃にかけて急速に老朽化が進み、更新や維持管理に必要な費用が大幅に増加するおそれがある。
- ・こうした中、施設の安全性を確保するとともに、維持管理や更新にかかる財政負担の軽減、平準化を図るために、長寿命化計画に基づき適時、適切な点検と補修を実施する予防保全型の老朽化対策を推進する必要がある。
- ・また、人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設に適切に対応していくためには、新技術等を活用し、効率的に維持管理することが求められている。

〈基本的方向〉

- ・所有する施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、定期的な点検・診断等により健全性を着実に把握するとともに、優先順位を設定し計画的な更新・改修・廃止等を行うことにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る。
- ・新技術等の活用により橋梁・トンネルなどの土木施設・建築物等の効率的な点検や補修工事を推進する。

（4）戦略的・効果的な企業立地と産業集積の推進

- ・社会情勢が変化する中、DXやGXに伴う産業構造の転換やサプライチェーンの国内回帰等により国内投資が活発化していることを好機と捉え、時代の変化に対応した多様で魅力的な企業誘致を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により変化した新たな働き方などに対応し、場所や時間にとらわれない企業活動を行う情報関連業種や、若者に魅力のあるIT企業などのオフィス系企業について、地域の特性に応じつつ、過疎地域への企業誘致を推進する。
- ・これらの実現のため、スピーディーなワンストップサービスや新たな工場適地の確保など、市町村と連携しながら企業誘致を進める。
- ・進出企業と地場企業が共生・発展する産業集積の効果が最大限に発揮されるよう

支援を行うことで企業の持続的な成長を促進する。

〈現状と問題点〉

- ・平成12年度に過疎地域自立促進特別措置法が施行されて以来、過疎地域には398件の企業立地があり、7,500名を超える多数の雇用を創出してきた。

過疎地域における企業誘致の状況（平成12年度～令和6年度）

区分	過疎地域	非過疎地域	計
誘致件数（割合）	398件（52.6%）	359件（47.4%）	757件（100%）

- ・各産業の核となる企業を誘致することにより、関連する企業が次々と進出するなど、集積が集積を呼ぶ効果をもたらしている。
- ・一方、IT化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大による新しい働き方の浸透により、場所や時間にとらわれない企業活動も可能になっており、離島や中山間地域等の条件不利地域を多くかかる過疎地域での企業立地にも可能性が広がっている。
- ・こうした状況変化の中、様々な業種がバランスよく立地した産業集積と、県・市町村によるスピード一なワンストップサービスという強みを發揮しながら、企業誘致に取り組むことが一層重要となる。
- ・今後さらに再生可能エネルギーや新エネルギーの導入の流れが加速することからエネルギー産業のさらなる発展に向けた支援が求められている。
- ・進出企業と地場企業がともに成長し、さらなる産業集積を呼ぶ好循環を創出することが重要であり、県内外の大企業や大学、研究機関等と連携した技術力強化や企業の新たな分野への参入支援が求められている。

〈基本的方向〉

- ・DXやGXの加速に伴い、国内投資が活況な自動車関連、半導体関連企業や、新生シリコンアイランド九州などの九州のものづくりを支える物流関連企業、今後成長が見込まれる航空宇宙関連産業、良質な雇用の場となる研究開発部門など、時代の変化に対応した多様で魅力的な企業誘致を推進する。
- ・サテライトオフィスなどを整備する市町村や民間事業者を支援し、離島や中山間地域等の条件不利地域を多くかかる過疎地域に時間や場所にとらわれず企業活動が可能なIT関連企業などのオフィス系企業の誘致を推進する。
- ・市町村と連携し、迅速なワンストップサービスの強化など、受入体制をさらに充実させ、地道できめ細かなフォローアップを行うことで、進出企業の満足度を一層高め、新たな投資に結びつけていく。

- ・熾烈な誘致競争の中で勝ち残るために、常に他県との競争力が確保できるよう、世の中の動きに即応した企業への支援制度の充実など、雇用計画や設備投資の形態の変化などに対応したインセンティブの拡充を進める。
- ・市町村と連携し、優良な企業の誘致に欠くことのできない工業団地の整備や新たな工場適地の掘り起こしなど、企業のニーズに的確に対応できるよう立地環境の整備を促進する。
- ・物流ネットワークの機能強化を図るため、中九州横断道路など高規格道路の整備や港湾の機能強化を推進する。
- ・産業集積が進んでいる自動車や半導体関連企業等が取り組む技術力向上や人材確保・育成、設備投資等を支援する。
- ・医療機器産業や農業、先端技術分野など、企業の他業種への参入を支援する。

2 地域の未来を担う人材の確保と魅力ある地域社会の形成

第3期「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」において、若者の呼び込みと定着を重点課題のひとつとして位置づけ、取組を推進する。

また、少子高齢化に伴う集落機能の低下を補うために高齢化集落対策を推進するとともに、近隣の複数集落相互で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を専門家の派遣等の取組により推進する。

(1) 「地域が輝く」移住・定住の促進

- ・子育て世代や若い女性の移住促進を図るため、大分の子育て環境など生活の質（QOL）の高さについて情報発信を強化するとともに、市町村と連携した取組を推進する。
- ・地域にある資源を活用し、地域に人を呼び仕事をつくることで活力を生み出す好循環を創出する取組を推進する。
- ・県内就職の取組を大学、経済界、行政が一体となって推進する。

〈現状と問題点〉

- ・20～39歳の若年層、特に若年女性の減少が著しい状況であり、子育て環境をはじめとする本県の魅力発信の強化、居住支援の充実などの取組が必要となっている。
- ・移住を希望する人から本県が選ばれるためには、魅力ある働く場へスムーズに就職できることが重要であることから、県内大学卒業生の県内就職、県外在住の若者の本県への転職移住等を促進する取組が必要である。
- ・国も東京への一極集中の是正を図り、地方へのU I Jターンによる起業・就業支援のための施策を実施しており、移住者のニーズを踏まえ、具体的なターゲットを設定した取組を実施していくことが重要である。

〈基本的方向〉

- ・大学生等の若者の県内就職を支援するとともに、地域の居住環境や魅力の情報発信の強化、移住の受け皿となる仕事づくりなど、U I Jターンの促進に取り組む。
- ・都市圏での移住コンシェルジュ等の配置や東京・大阪・福岡で定期的に開催する移住相談会など情報発信・相談体制の充実を図る。
- ・福岡に設置した交流拠点（dot.）を利用する女性・若者、首都圏の若者や子育て世代などエリアごとの傾向を踏まえた移住フェアを開催するなど、U I Jターン促進策を実施する。
- ・移住・交流ポータルサイト、SNSなどで先輩移住者の大分暮らしの様子や子

育て環境の良さ、生活のしやすさなどをわかりやすく発信する。

- ・空き家を含めた住宅取得や家賃の補助など、市町村と連携した移住者向けインセンティブの充実を図る。
- ・三世代同居・近居を含めた子育て世帯が暮らす住宅（賃貸を含む）の改修を支援する。

（2）持続可能なコミュニティづくりによる地域の未来への継承

- ・住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶えるため、各集落の課題を把握し、課題に応じた支援を行うとともに、高齢化集落になる前の早い段階で活動に取り組めるよう地域住民を支援する。
- ・地域の課題解決には、地域が自ら考え、計画的に取り組むことが重要であるため、地域住民や市町村と連携してネットワーク・コミュニティの構築に努める。
- ・移住した定住人口でもなく、観光に来られた交流人口でもない、地域と多様にかかわる地域外の人々（関係人口）を交えた地域づくりに取り組む。
- ・公共交通を維持するため、バス乗務員の確保、運行便数や経路の適正化、地域の様々な団体との協働による移動手段の確保等、地域の実情に応じた取組を進めるとともに、地域の暮らしを支える道づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・令和6年度末時点では県内の集落の2分の1が高齢化集落となっており、住み慣れた地域に住み続けるために必要な買い物や見守りなどの課題を抱える集落が増加傾向にある。
- ・地域を支える主体は地域コミュニティ組織や社会福祉協議会、住民有償サービスなど様々な形態があり、集落の大部分はカバーされているものの、単独の集落では取り組むことが難しい場合も多く、近隣の複数の集落相互で支え合うネットワーク・コミュニティの取組が重要となる。
- ・所有者の管理が不十分で放置された空き家等は、今後も増加することが懸念されており、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響などの課題がある。
- ・公共交通の利用者の減少が続き、過疎地域等におけるバス路線の廃止や減便、離島航路や鉄道の減便など公共交通サービスの低下が進んでいる。
- ・中山間地域等の集落では高齢者の移動手段の確保などの課題があり、その解消が急務となっている。
- ・中山間地域や半島部などの道路は、未改良区間や災害に対して脆弱な区間が多く残されており、災害時にはのり面崩壊や落石等により集落が孤立するおそれがある。

〈基本的方向〉

- ・地域のイベント行事や交流サロンなど地域の賑わいの場づくり、買い物支援やスマホ教室の開催支援等を通じて高齢化集落対策を推進する。
- ・社会福祉法人、N P Oなど多様な担い手と連携し、地域を支える主体づくりを推進するとともに、中間支援組織による組織の設立支援や活動拠点の整備などを通じてネットワーク・コミュニティの構築を図る。
- ・地域おこし協力隊や里の駅の振興などにより関係人口の創出を図る。
- ・空き家の適正管理や相続の問題等に関するワンストップ相談体制の設置や発生の防止に向けた啓発のため、新聞広告やw e b 広告等の広報を行う。
- ・市町村等と協働で行う地域公共交通計画等の策定によるバス路線の確保・維持を図るほか、先端技術を活用した新たな交通手段について導入を検討する。
- ・集落間の連携を支える道路整備を推進するとともに、集落の孤立を防ぐ道路防災対策、路肩拡幅や防草対策など地域のニーズや実情に応じた生活道路の改善を推進する。

3 大分県版カーボンニュートラルの推進

地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系などへの影響が、今後一層深刻化していくことが懸念されるため、温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組を促進し、「脱炭素社会」の実現を進める。

また、本県では、多様な製造業や、豊かな自然を活かした農林水産業、温泉資源を活用した観光業等、様々な社会経済活動が営まれていることから、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、これら産業の脱炭素化と持続的成長の両立を図る。

（1）温室効果ガスの排出抑制と吸收源対策の強化

- ・県民・事業者・行政が一体となって、再エネの導入や省エネなどにより温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、吸收源となる森林等の適正管理、機能強化を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の温室効果ガスの排出量は着実に削減されてきているが、さらなる排出抑制に向けて、世界規模の環境問題を県民一人ひとり自分ごととして捉え、「県民総参加」で取組を進める必要がある。また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、各分野での排出削減の取組を一層進めていく必要がある。
- ・特に二酸化炭素の排出の割合が高い産業部門において、急速な脱炭素化はエネルギー調達コストの増加など事業活動への影響が大きいことから、環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組や地域資源を有効活用した取組等を一層推進していく必要がある。
- ・近年、二酸化炭素の排出削減・吸収により資金を呼び込むJ-クレジットの登録量が全国的に増加しており、県内においても、登録を加速させる必要がある。
- ・農産物の生産等におけるカーボンリサイクルや二酸化炭素削減効果のある有機農業、港湾・臨海部におけるカーボンニュートラルポートの推進など、様々な分野で取組が求められている。
- ・排出抑制とともに両輪を担う吸收源対策では、本県の森林が大きな役割を担っている。人工林の6割が利用期を迎えており、森林の吸収源機能を強化するには、高齢林の伐採促進と林業適地への着実な早生樹の造林を進めることが必要である。

〈基本的な方向〉

- ・環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を推進する。

- ・地域資源を有効活用するとともに、地域の課題解決につながる取組を推進する。
- ・新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組を推進する。
- ・農業用ハウス栽培施設等におけるカーボンリサイクルを推進する。
- ・カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進する。
- ・加工施設整備の推進等を通じた大径化した高齢林の利用を促進する。
- ・早生樹を中心とした再造林や間伐など、適切な森林整備を推進する。
- ・藻場の保全回復（ブルーカーボン）に向けた取組を推進する。

（2）経済と環境の好循環を生み出すGXの推進

- ・将来のカーボンニュートラルの実現に向けて、産業の脱炭素化と持続的成長の両立を図り、産学官が一体となって取り組むことで「経済と環境の好循環」を生み出し、県経済を力強く発展させる。

〈現状と問題点〉

- ・再生可能エネルギーは、自然豊かな地域に偏在する地域固有の資源として、過疎地域に新たな収入源をもたらす可能性を有する。本県は日本一の発電規模や源泉数・湧出量を誇る地熱・温泉熱や豊富な森林資源を生かしたバイオマスなど、多様かつ豊富なエネルギー資源を有しており、さらなる導入が期待される。
- ・一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、自然環境や景観、生活環境との調和を懸念する事態も発生する可能性がある。そこで、施設等の建設にあたっては、国や地元自治体との連携や地域住民との合意形成を図るとともに、環境影響評価法などの遵守を徹底しながら慎重に進めていく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・水素や二酸化炭素などの受入・利活用等を可能とする技術の導入支援や共用インフラなどの整備に向けた投資を促進するとともに、水素等の大規模活用と安全対策等に対する県民理解の醸成を図る。
- ・再生可能エネルギーという本県の自然の恵みを、産業振興や地域振興へとつなげていく。
- ・本県の強みである地熱・温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した地場企業の育成やスマートコミュニティ、水素などの新ビジネスへと挑戦する地場企業への支援により、エネルギー産業の発展を図る。
- ・自然環境や景観、生活環境との調和の重要性を認識しつつ、地域との関係構築や安全確保を前提とした再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・自然環境や地域住民の生活環境などへの影響が考えられる大規模施設等の建設

にあたっては、景観法や森林法等の遵守に関して事業者への徹底を図る。

- ・立地選定の段階から事業者に対して県内の環境情報の提供を行うことで事業者自らが環境に配慮する機運を醸成する。

4 デジタル社会の実現と先端技術への挑戦

あらゆる企業がDXと先端技術を活用し、課題解決に挑戦するとともに、地場企業による研究開発やビジネスモデルの創出を支援するなど、企業のDXのさらなる推進と先端技術関連の新産業創出に取り組む。

行政手続の電子化やマイナンバーカードの取得促進など、これまで構築を進めてきた行政基盤の活用を推進するとともに、県民誰もがデジタル化の恩恵を受け、豊かで便利な暮らしを実感できるよう、防災、医療・福祉、交通、教育や行政分野のDXを推進する。

(1) 生産性・付加価値を高め県経済を発展させるDXの推進

- ・あらゆる産業でDXに取り組み、生産性向上や付加価値創出により過疎地域に立地する事業者の競争力を高める。
- ・デジタル技術を前提とした働き方、データを活用した新サービスの提供により過疎地域等の活性化を図る。
- ・誰もがデジタル社会の恩恵を受けることができるデジタルインフラが整備され、ビジネスや市民活動に活用する。

〈現状と問題点〉

- ・県内中小企業等の約6割がDXへの取組を進めているものの、その内容は「文書の電子化・ペーパーレス化」等にとどまっており、データの戦略的活用やAI活用など生産性向上に資する取組が遅れている。
- ・過疎地域の事業者がDX推進をするための企業内のデジタルインフラや環境整備に対する支援が求められている。

〈基本的方向〉

- ・データに基づく経営変革や業務効率化に取り組む事業者支援や、県内商工団体や共創パートナーと連携した支援を行う。
- ・おおいたA.Iテクノロジーセンター等によるAIを活用する事業者への伴奏支援、ビジネスモデルの創出を行う。
- ・デジタルサービスの導入支援および導入後の利活用研修を行い、過疎地域に立地する企業のインフラ整備を推進する。

(2) 県民目線に立ったデジタル社会の実現

- ・時間的、地理的な制約に関係なく、様々な情報の収集、交換及び発信を可能とする情報通信基盤は、少子高齢化が加速する過疎地域において、県民目線に立ったデジタル社会の実現に必要不可欠であり、その整備を支援することにより地域

間の情報格差の是正を図る。

〈現状と問題点〉

- ・採算性や地理的要因等から、過疎地域においては、一部で携帯電話不感地域、超高速ブロードバンドサービス未提供地域が存在するなど、地域間の情報格差が生じており、テレワークやインターネットを活用した買い物など様々なサービスが普及する中、過疎地域でも同様のサービスが利用できるように情報通信基盤の整備が必要である。
- ・A I や I o T の推進に必要な 5 G など先端技術を支える新たな通信環境の整備が必要である。
- ・誰ひとり取り残さないデジタル社会の実現のため、住民のデジタルスキルの向上を図る必要がある。
- ・過疎地域において防災、医療・福祉、交通、教育や行政分野のD X を推進する情報通信環境の整備が求められている。

〈基本的方向〉

- ・携帯電話等の不感地域を解消するため、民間事業者にサービス提供地域の拡大を働きかけるとともに、市町村と連携して基地局等の整備を推進する。
- ・ケーブルテレビは地域の話題や緊急情報等の提供、超高速ブロードバンドサービスの活用に資することから、市町村と連携してケーブルテレビ光化を促進する。
- ・市町村や民間企業等と連携して住民のデジタルスキルの向上を図る。
- ・過疎地域に立地する企業等のテレワークなど様々なニーズに対応するため、高速通信環境の整備を促進する。

（3）先端技術を活用した新産業の育成と地域課題の解決

- ・仕事やくらしの中にある課題を現場目線で見つけ、様々な企業が先端技術を活用して、その解決に挑戦するとともに、地場企業による技術開発・サービス化を支援するなど、先端技術関連の新産業創出に取り組む。
- ・自治体が保有するオープンデータや衛星データ、民間企業が保有するビッグデータなど、様々なデータを連係することで各種データの利活用の促進を図るとともに、民間におけるD X の取組を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・A I や、ロボット、ドローンなど先端技術の活用が進む一方、地方は大都市圏に先んじて、人口減少や高齢化に伴う人手不足や域内消費の縮小、過疎地域の移動手段の確保などの課題に直面している。

・あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使ったこれまでにないビジネスモデルの展開が進む中、県内においても、競争力の維持・強化のためにD Xをスピード一貫で進めていくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・地域課題と先端技術のマッチングを進め、産業基盤の強化につながるプロジェクトを創出する。
- ・地域課題を解決するドローンの社会実装を推進するとともに、県内企業による新たなドローンビジネスの機会を創出する。
- ・様々なデータの連係や高度な利活用を実現するデータ連係基盤を構築し、あらゆる分野においてD Xの取組を推進する。
- ・大分空港における水平型宇宙港の実現に向け、必要となる交渉や調査を進めるとともに、スペースポート（宇宙港）を核とした経済循環の創出を推進する。

5 変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造

教育を取り巻く時代の要請や潮流を踏まえ、本県が直面する様々な教育課題に対処し、さらなる高みを目指すため、大分県の全てのこどもたちに、学力や体力に加え、未来を切り拓く意欲やグローバルに活躍する力などを総合的に身に付けさせる教育を推進する。

(1) 学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進

・こどもたちが、確かな学力や豊かな心、健やかな体、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけながら、それぞれの夢や希望に向かって意欲的に挑戦していく教育を推進する。また、どの地域に住んでいても、遠隔配信の活用等により多様で質の高い教育を受けられる環境を整備していく。

〈現状と問題点〉

・変化が激しく、将来の予測が困難な時代を生きるこどもたちには、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くとともに、未来に向けて自らが社会の創り手として、活躍していくことが期待される。

・過疎化や少子高齢化、情報化の進展など地域社会や生活環境の変容を背景として、こどもたちの人間関係を育む力、規範意識や自己肯定感の低さなどが指摘されている。

・本県のこどもたちの体力は、全国と比較して高い水準にあるものの、運動の苦手なこどもの割合は増加傾向にあり、運動実施時間も低下傾向にある。中学校においては、少子化の進展により、学校単位の部活動の実施が困難な状況にあり、こどもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保が急務となっている。

・少子高齢化や人口減少が急速に進む中、地方創生の観点からも、高校に期待される役割は非常に大きくなっている。地域の高校、中でも専門学科では、入学定員が未充足の状況が続いているため、地元地域との連携・協働の下、こどもたちに選ばれる、魅力ある学校づくりが必要である。

・どの地域に住んでいても希望する教育を受けられるよう、ＩＣＴを活用した遠隔教育習熟度別指導や専門性の高い授業の提供など、就職や進学など生徒の多様な進路希望に対応した、質の高い学びを保障することが重要である。

〈基本的方向〉

・「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成する「楽しくて力の付く授業」を追求する。

・道徳性を養うための要となる「特別の教科 道徳」授業の充実や、学校・家庭で

の読書活動や図書館の利活用推進、自然体験や集団宿泊体験など体験活動の充実を図る。

- ・運動の苦手なこどもに視点をあてた授業改善の促進、体育専科教員等による優れた授業や、ICTを活用した指導事例を普及促進するとともに、こどもたちのより良いスポーツ環境の確保・充実に向けた、運動部活動の地域展開を推進する。
- ・県内どの地域においても生徒の可能性を最大限に伸ばすことのできる遠隔教育システムの導入による多様で質の高い学びの機会の提供と地域の高校の魅力向上を図る。
- ・新時代に対応した学科再編や企業と連携した課題解決型学習の充実など、魅力・特色ある選ばれる学校づくりの推進、魅力等の発信による学校の認知度向上を図る。

（2）社会の変化に対応する教育の展開

- ・探究学習、STEAM教育などの教科等横断的な学びや様々な体験を通じて、こどもに自ら課題を見出し、多様な人と協働しながら解決する力を身につけさせる。
- ・ICTを活用した学習を通じて、こどもに情報活用の実践力など社会の変化に対応する力を身につけさせる。
- ・こどもに、豊かな語学力と、世界の人々と新たな価値を創造し、主体的に社会の形成に参画できる力を身につけさせる。

〈現状と問題点〉

- ・AIやIoTなどの急速な技術革新による社会の変化に対応するには、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を育成する必要がある。そのため、STEAM教育など、文系・理系の枠にとらわれない教科等横断的な学びの充実が必要である。
- ・海外への挑戦意欲や英語でのコミュニケーション力に関する質問項目に対して、肯定的な回答をした高校生の割合が低い傾向が続いていることから、挑戦意欲を喚起し、必要な資質・能力を育成する取組のさらなる充実が必要である。
- ・こどもたちが未来を切り拓いていくには、社会の変化に対応する力に加えて、将来の職業について主体的に考えることが必要である。また、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を育成するなど、主権者教育の充実も必要である。

〈基本的方向〉

- ・STEAM教育やESD（持続可能な開発のための教育）、総合的な探究の時間

など、実社会や実生活の課題解決に向けた教科等横断的な学習を充実させる。

- ・グローバルリーダー育成塾の開催など、こどもたちがグローバル人材に触れる機会を充実させる。
- ・ALTや県内大学の留学生を活用した異文化理解等による多様性を受け入れ、協働する力を育成する。
- ・社会見学（小学校）、職場体験（中学校）、インターナシップ（高等学校）など、各学校段階に応じたキャリア教育を推進する。
- ・地域の職業人から職業観について直に学ぶ機会の充実など、地域産業界との連携を強化する。
- ・自立した主権者を育成する体系的・系統的な主権者教育を推進する。

（3）安全・安心で質の高い教育環境の確保

- ・些細ないじめも見逃さず、未然防止・早期発見・早期対応の徹底により、こどもが安心して学校生活を送れるようにする。
- ・防災教育や通学時の安全を確保する取組を推進し、こどもの安全を確保していく。
- ・データやAIを活用した学びの個別最適化を図り、こども一人ひとりの状況に応じた質の高い教育を提供していく。

〈現状と問題点〉

- ・本県の児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は全国平均を上回っている。「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、些細ないじめも見逃さない早期発見・早期対応が進んでいるが、専門スタッフの活用等による組織的な対応の一層の徹底が求められている。
- ・本県の小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、増加を続けている。引き続き、魅力ある学校づくりや個に応じた効果的な支援、関係機関等と連携・協働した支援が求められている。
- ・頻発する自然災害、登下校時や部活動中の事故など、こどもたちを取り巻く環境には様々な危険が潜んでいることから、安全・安心に学校生活を送ることができる教育環境が求められている。
- ・1人1台端末等の活用により、児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合は増加傾向にあり、引き続き、児童生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが重要である。

〈基本的方向〉

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した「チーム学校」による組織的対応の徹底と関係機関との連携を強化する。
- ・教育支援センターや学びの多様化学校、フリースクール等との連携・協働に取り組む。
- ・学校の立地環境など、地域の実情に応じた防災教育の推進と学校における危機管理を徹底する。
- ・建築後30年、60年を経過する学校施設の大規模改造工事による長寿命化など施設整備を推進する。
- ・外国人児童生徒に対する小中学校等での日本語指導の充実を図る。
- ・AIを活用した校務や授業の効率化など、学校現場における先端技術の利活用を促進する。
- ・遠隔教育システムの導入による生徒の適性や興味・関心等に応じた多様な学びの機会を充実させる。

（4）信頼と対話に基づく学校運営の実現

- ・複雑化・多様化する学校の教育課題の解決に向けて、専門人材や関係機関と連携し「チーム学校」により組織的に取り組む。
- ・学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して教育活動を進め、子どもの学びと成長を地域全体で支える環境を整える。

〈現状と問題点〉

- ・学校マネジメントを活用した組織的な取組により、小・中学校ともに、学力は九州上位を維持、体力は全国トップレベルまで向上している。今後は、複雑化・多様化する様々な課題を解決するため、組織的課題解決力のさらなる向上が求められる。
- ・学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の推進が求められている。

〈基本的方向〉

- ・学校マネジメントの活用による学校が抱える教育課題の解決に向けた取組を強化する。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による子どもの体験活動の充実や地域活動の活性化を図る。
- ・「おおいた教育の日」を契機とした学校と家庭・地域が連携した取組を充実させる。
- ・地域と連携・協働した魅力ある高校づくりに向けた、高校への学校運営協議会

の設置を促進する。

- ・教職員研修、教職員評価システム、及び広域人事異動などにより、教職員の人材育成を推進する。

（5）共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・生涯にわたって学び続けるとともに、学んだことを活かして地域活性化や地域課題の解決に貢献できるよう、県民がそれぞれの意欲や希望に応じて学習できる環境を充実させる。
- ・学校・家庭・地域が連携・協働して、こどもに多様な体験や学習の場を提供する。
- ・豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育成するため、学校内外における社会奉仕活動・自然体験活動等の豊かな体験活動を推進するとともに、青少年の自立支援、大人と青少年とが相互に尊重し信頼できる社会の構築を図る。

〈現状と問題点〉

- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりが求められている。多様化・高度化する県民の学習ニーズに応える取組を充実させるとともに、学んだ成果を地域活動等に活かす機会の充実も必要である。
- ・「協育」ネットワークを活用したこどもの体験活動や登下校の見守りなど、地域では様々な活動が行われているが、さらなる充実に向けて、多様な人材の参画が求められている。
- ・青少年の問題行動の要因や背景として、日常生活における実体験不足による社会性、規範意識、対人間関係能力の低下、家庭における基本的な生活習慣の乱れ、教育力の低下などが指摘されている。
- ・社会経済情勢や雇用環境が急激に変化する中、非正規雇用や若年無業者等社会的職業的自立が求められる青少年や社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える青少年への支援が課題となっている。中でも、ひきこもりに関しては、長期化・高齢化の傾向にあり、早期支援につなぐ取組が必要である。
- ・非行防止対策などにより刑法犯少年の人数は減少傾向にあるものの、非行の低年齢化及び再非行率の増加が深刻な問題となっている。また、インターネットが利用できる環境の整備が進み、有害情報が氾濫する中で児童ポルノ事犯など青少年が被害者となる犯罪やインターネット依存症、ゲーム障害など青少年の健全な成長に影響を及ぼす新たな問題も出現している。

〈基本的方向〉

- ・地域の学習拠点としての公民館・図書館などの機能を強化し、社会人の学び直しや障がい者の生涯学習などの機会を充実させる。
- ・自身の学びの成果を地域活動に活かすための講座を充実し、学んだ成果を地域活動に還元できる機会を拡大する。
- ・「協育」ネットワークの取組に参画する人材の掘り起こしや育成を図る。
- ・学校・家庭・地域の連携協働によるこどもへの体験や学習の場を提供するとともに、多様な能力・経験をもつ地域人材の家庭教育支援の取組への参画を促進する。
- ・「大分県少年の船」など学校内外における多様な体験活動や読書活動を通じて、倫理観やコミュニケーション能力等を育み、青少年が豊かな人間関係を構築できるように支援する。
- ・非行やニート・ひきこもりなどの問題を抱える青少年やその家族が再び社会に適応する機会を得ることができるよう「おおいた青少年総合相談所」による相談・支援体制を充実する。
- ・青少年がインターネットによる犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう「青少年の健全な育成に関する条例」の周知やインターネットを安全に利用するためのフォーラムを開催するなど、青少年及び保護者のネットモラル等の向上に取り組む。